

会 議 録

会議の名称	令和元年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第4回）
事務局	総務部総務課情報公関係
開催日時	令和2年2月13日（木） 午後6時00分～午後8時58分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	1人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 令和元年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 6 個人情報保有等届出状況の報告について 7 諮問事項 8 その他
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

令和元年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 令和2年2月13日（木）午後6時0分から午後8時58分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 令和元年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ① 各業務廃止届出
- ② 小金井市緊急一時保護宿泊費等助成金支給事務
- ③ 市施設管理運営業務
- ④ 小金井市コミュニティバス再編事業業務
- ⑤ 小金井市東京2020オリンピック競技大会関連ボランティア募集及び運営業務
- ⑥ 国勢調査指導員・調査員情報の管理業務
- ⑦ 固定資産税・都市計画税賦課業務
- ⑧ 小金井市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業
- ⑨ 小金井市生活支援ヘルパー養成事業
- ⑩ ひとりぐらし等高齢者会食会・交流会実施事業
- ⑪ 小金井市産後ケア事業
- ⑫ 危険ブロック塀等の撤去に係る助成金の交付業務
- ⑬ 耐震診断及び耐震改修等の耐震化普及啓発推進業務
- ⑭ マンション適正管理促進業務

(3) 諮問事項

諮問第41号 カラー航空写真撮影委託について

諮問第44号 国勢調査員の募集案内の送付に係る小金井市臨時職員雇用申込書兼登録書兼臨時職員名簿の目的外利用について

諮問第45号 統計調査支援システムについて

諮問第46号 データヘルス事業に係るレセプト点検業務等の目的外利用について

諮問第47号 データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業委託について

て

諮問第48号 後期高齢者健康診査業務委託について

諮問第49号 特定健康診査及び特定保健指導業務委託について

諮問第50号 小金井市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業委託について

諮問第51号 ひとりぐらし等高齢者会食会・交流会実施委託について

諮問第52号 小金井市産後ケア事業業務委託について

諮問第53号 昭和56年以前着工木造住宅建物所有者等名簿の本人以外収集について

諮問第54号 昭和56年以前着工木造住宅建物所有者等名簿に係る基幹系固定資産税システムの目的外利用について

諮問第55号 マンション管理状況届出システムについて

諮問第56号 マンション適正管理調査業務委託について

(4) その他

ア 住民基本台帳事務（旧氏併記に伴う様式の変更）の確認結果について（報告）

イ 高齢者福祉委託事業に係る個人情報盗用の盗用について（報告）

ウ 胃がん検診結果通知の誤発送による個人情報の流出について（報告）

エ 次回の日程等について

4 出席者

【会 長】

仮 野 忠 男

【委 員】

井 口 尚 志 川 井 康 晴 白 石 孝 多 田 岳 人

立 川 明 寺 島 麻 希 中 澤 武 久 本 多 龍 雄

町 田 博 司 松 行 彬 子

【市 側】

西岡市長

加藤総務部長

<企画政策課>

深草男女共同参画担当課長

渡邊男女共同参画室主任

<p><職員課> 鈴木職員課長 長村給与厚生係長</p>	北村人事研修係主査
<p><管財課> 根本管財課長</p>	越財産管理係長
<p><市民課> 田嶋市民課長 中村市民係主事</p>	井上市民係長
<p><経済課> 高橋経済課長</p>	鈴木産業振興係長
<p><保険年金課> 高橋保険年金課長 二井本高齢者医療係長 杉本高齢者医療係主事</p>	伊藤国民健康保険係長 平島国民健康保険係主事
<p><資産税課> 當麻資産税課長 浜上土地係専任主査</p>	鴨下土地係長
<p><自立生活支援課> 加藤自立生活支援課長</p>	小林相談支援係長
<p><介護福祉課> 鈴木介護福祉課長 濱松包括支援係長 飛田高齢福祉係主任</p>	平岡高齢福祉担当課長 笹栗高齢福祉係長
<p><健康課> 石原健康課長 本木健康係主査</p>	永井健康係長 郡司健康係主任
<p><子育て支援課> 前川手当助成係長</p>	高橋手当助成係主事
<p><まちづくり推進課> 黒澤まちづくり推進課長 安藤まちづくり係主事</p>	森住宅係長 五十嵐まちづくり係主事
<p><交通対策課> 堀池交通対策課長</p>	旦野交通対策係主事

<庶務課>

中島庶務係長

野村庶務係主任

<生涯学習課>

関生涯学習課長

内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長

菅野スポーツ振興係主事

<情報システム課>

深澤情報システム課長

前園情報システム係長

<総務課>

高橋総務課長

幕田庶務係長

中村情報公開係長

山田庶務係主任

古田土情報公開係主事

【傍聴者】

1名

【仮野会長】

それでは、ただいまから令和元年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等の御連絡をいたします。本日は朝倉委員が都合により欠席されます。多田委員は来られることになっておりますが、遅れているようであります。いずれにしても、審議会条例第5条の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、本会議は成立しております。

それでは、まず、令和元年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について行います。お手元に資料が置いてありますが、会議録の訂正等につきまして、事務局より説明がございますので、お聞きください。よろしく申し上げます。

【総務課長】

それでは、前回の会議録の訂正でございます。委員の皆様には該当部分を抜粋した会議録を机の上に置かせていただきました。修正の内容ですが、32ページと37ページの2カ所ございまして、それぞれ両面刷りで、表面が修正後、裏面が修正前となります。修正後の色がついている箇所が、川井委員より御指摘があり、文言の修正、削除をした箇所です。修正前の下線が引いてある部分が修正する前の該当箇所です。訂正をお願いします。

【仮野会長】

川井委員、これでいいですね。

【川井委員】

はい、わかりました。

【仮野会長】

ほかに訂正等特に口頭でもありますか。

【中澤委員】

特に訂正ではないのですが、ディスクの管理ですね。ちょうど前回の審議会が終わった後、神奈川県で12月6日の朝日新聞に記事が報道されて、ディスクが18個流出して、最初9個は見つかったけど、あと9個が見つからないというようなことね。あの事件は最終的には無事解決したのですが、やはりディスクの管理、前回ではフロッピーディスクが案件で取り上げられていたのですが、やはりディスクの管理というのは、当然、神奈川県も変更したのですが、リースで、富士通リースをお願いしていて、そのディスクが今度子会社の廃棄で、その関連会社に廃棄を依頼したということで、それがマーケットに全部流れてしま

った。やっぱりディスクの管理というのは必要ではないか。私、前、フロッピーのディスクを任意に廃棄しているということに対して、そういうところを確認入れたのですが、ページでいうと24ページかな、24、25のところですけど、任意に廃棄しますとか、上書きするからいいのですみたいな返答があったのですが、これは議事録だからいいのですが、ただ、考え方としてはやはり今後ディスクについては紙同様厳しく管理していかなければいけないのではないかと、このことを、神奈川県個人情報漏えい事件で考えた訳です。

【仮野会長】

ありがとうございました。他の県で起きた事件ですが、他山の石とするという言葉もありますので、何か機会があったら一度、どういう今管理をしているか、教えてください。

それでは、訂正は他にはないようですので、承認しました。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

情報公開・個人情報保護審議会への報告・諮問事項でございます。よろしくお願いたします。

初めに報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが22件、届出廃止に関するものが20件となります。

次に諮問事項について。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第11条に基づく「昭和56年以前着工木造住宅建物所有者等名簿の本人以外収集について」、個人情報保護条例第12条に基づく「国勢調査員の募集案内の送付に係る小金井市臨時職員雇用申込書兼登録書兼臨時職員名簿の目的外利用について」、「データヘルス事業に係るレセプト点検業務等の目的外利用について」、「昭和56年以前着工木造住宅建物所有者等名簿に係る基幹系固定資産税システムの目的外利用について」、個人情報保護条例第14条に基づく「統計調査支援システムについて」、「マンション管理状況届出システムについて」、個人情報保護条例第27条に基づく「データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業委託について」、「後期高齢者健康診査業務委託について」、「特定健康診査及び特定保健指導業務委託について」、「カラー航空写真撮影委託について」、「小金井市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業委託について」、「ひとりぐらし等高齢者会食

会・交流会実施委託について」、「小金井市産後ケア事業業務委託について」、「マシオン適正管理調査業務委託について」の合計14件となっております。

細部につきましては事務局を通して説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【総務課長】

それでは市長は、この後、市民説明会等、他の公務がございますので、御退席させていただきます。

(市長退席)

【仮野会長】

それでは、審議に入りますが、その前に事務局からの説明を受けたいと思います。その後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局または担当課から受けることで進めたいと思います。

では、事務局からの説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条3項の規定により報告いたします。

1 ページを御覧ください。今回の届出は、開始22件、廃止20件でございます。

2 ページには部課別の明細を付けております。

3 ページから5 ページはその内訳で、備考にもある案件番号は本日の順序の番号でございます。なお、諮問のみの案件もございますので、順序につきましては目次を御覧ください。

また、今回は審議案件が非常に多くありまして、案件の進行につきましては、案件1は前回審議会での質問事項に対する報告、案件2から6までは届出報告事項のみの担当課を御審議いただき、案件7以降につきましては届出報告事項と諮問事項の両方に該当する担当課の案件を御審議いただく形で進行を行わせていただきたく、よろしくお願いいたします。

【仮野会長】

本日の流れについて事務局より説明がございました。説明にもありましたが、本日は案件が多くございますので、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、案件の説明をお願いします。

【総務課長】

届出報告に先立ちまして、「その他の報告のA」をまず行わせていただきます。

前回の審議会において、保有開始届出を行いました市民課の案件について、委員より御指摘のありました様式について、その後の確認を行った点について報告させていただきます。

7ページを御覧ください。市民課の「案件1 住民基本台帳事務（旧氏併記に伴う様式の変更）の確認結果について」の報告です。

前回の審議会で届出をした際にいただきました質問について、東京都に確認をいたしましたので、御報告します。

まず、「旧氏関係請求書一式」内の「生年月日」の日が抜けている部分については、特に意図はなく、単純な漏れだと考えられるとのことでしたので、日を追記したものに差し替えさせていただきました。

次に、「通知カード表面記載事項変更届」及び「個人番号カード券面記載事項変更届電子証明書新規発行申請書」内の「新しい生年月日」はどのようなものを想定しているのかという御質問については、純粋な記載誤りや外国人の方で生年月日不明となっていた方が、生年月日が判明し、記載をする際に使用できる可能性があることから、記入欄を設けているとのことでしたので、必要と判断し、そのまま残すことといたしました。

御指摘を感謝いたしますとともに、今後国から提示があったものについても安易にそのまま転記せず、精査するよう注意をいたします。

なお、8ページから10ページに今回の確認を反映した状態の様式を付けております。該当する箇所はそれぞれの様式の「生年月日」の記入欄です。

【仮野会長】

国の間違いを我々が指摘したということですから、大したものです。これについて何か追加で御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、次の案件に移りましょう。

【総務課長】

それでは、これより届出報告の案件に入ります。

11ページを御覧ください。「各業務廃止届出」について報告させていただきます。個人情報保有等廃止届内訳を御覧ください。5つの課の案件をまとめて報告させていただきます。

廃止の理由としては、それぞれの記載のとおりとなります。これらはそれぞれの廃止年月日をもって収集等を終了し、保存年限経過後に記載の廃棄方法をもって処分を行うものです。

廃棄方法の「溶解」とありますのは、リサイクル処理施設において梱包した機

密文書を未開封のまま投入し、溶かしてリサイクル処理する手法でございます。

なお、廃棄方法の「消去」とあるのは、廃止年月日をもって利用を終了し、システム内の個人情報の消去を行うものです。

【白石委員】

11ページの廃止届内訳の一番下の17から20の特別職非常勤職員が会計年度任用職員制度へ4月1日から移行するわけですが、この中で永年保存の分が1件ありますよね。これ、永年保存であっても特別職から一般職に変わることによって、要するにゼロになるというか、クリアになるという、そういう理解なのですか。

【職員課長】

今御指摘いただいたのは、下の庶務課のところなのですが、同じ内容ということで上にも永年保存文書がありますので、こちらから回答させていただきます。

今おっしゃられたとおり、4月から会計年度任用職員ということで制度が変更になりますので、これは最初に設定をしたのが、平成元年に永年ということで設定をしていたところなのですけれども、この後、移行するに当たりまして、特にこのまま保存しなければいけないというものはございませんので、永年であってもこれはここで廃止をしても差し支えないという判断でございます。

【白石委員】

わかったような、わからないような。いや、公文書管理の制度ですから、永年としたということであれば、やっぱり過去ログは何らかの形で意味があるということで永年の判断をしたのではないかと思いますけど、違いますか。

【職員課長】

このあたり、こちらでも確認しまして、労働基準法になるのですが、労働者の名簿等の記録の保存というのがございまして、これで3年間保存しなければならないというのがありまして、本来であれば、この設定をしたときに永年でなくてももしかしたらよかったのかもしれないのですが、3年間保存というのがございましたので、ここで廃止することでも支障はないかというようなこちらの判断したものでございます。

【本多委員】

先ほどの廃棄方法の消去の関係なのですけれども、システム上消去ということなのですが、もう少し、前の中澤委員からも言われたような神奈川県との関係とかあるので、システム上の単なる消去で、それでその記録は全部なくなってしまうのかどうか。復元ができてしまうとか、何かそういうことがあるか。

【情報システム係長】

こちらのシステムに関しては消去という形になりまして、物理的な廃棄または、データ消去ソフトというものがございまして、消去をした後にデータ消去証明というものを取得すれば、データ消去の確認がとれているという現状でございます。物理的な破壊というところは今、総務省からも指針が出ておりますが、現段階ではデータの消去という証明書で、小金井市のポリシーでは問題ないという形ではさせていただいておりますが、来年度の更新で物理的な廃棄証明という形での今後対応していきたいと考えております。

【仮野会長】

来年度からは変わるわけですか。

【情報システム係長】

市のポリシーでシステムのデータ消去証明という形で問題ないとなっておりますけれども、国からも物理的な廃棄というところで通知が来ておりますので、そちらを反映させた形での対応を今度とらせていただきたいと思いますとは考えております。

【仮野会長】

ほかに御意見がなければこれを承認したいと思いますが、いかがでしょうか。特にないようですので、これを承認いたします。

次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは、12ページを御覧ください。案件3「小金井市緊急一時保護宿泊費等助成金支給事務について」、企画政策課男女共同参画室の案件でございます。

小金井市男女平等基本条例第13条により、家庭における身体的または精神的暴力の根絶に向け、配偶者からの暴力等により緊急に避難が必要な母子または女性に対し、公的な一時保護施設等を利用することができない場合に、身の安全の確保のために一時的に利用した宿泊施設の宿泊費等を助成金として支給する小金井市緊急一時保護宿泊費等助成金支給に関する規定を整備することとなり、助成金の申請に係る様式を保管するため、届出するものです。

13ページを御覧ください。届出番号01-42「小金井市緊急一時保護宿泊費等助成金支給申請書」でございます。個人情報の内容は記載のとおり14項目でございます。

14ページには様式を、15ページ、16ページには参考資料として本件事業の規則（案）を付けております。

【男女共同参画担当課長】

提出させていただきました小金井市緊急一時保護宿泊費等助成金支給規則についてでございますが、現在、文言等の調整を行っており、本来「案」として御提出させていただくべきところを失念しておりました。大変申しわけございませんでした。

【仮野会長】

案として？もう少し説明してくれますか。

【男女共同参画担当課長】

今、15ページの小金井市緊急一時保護宿泊費等助成金支給規則と付けておりますが、これまだ総務課で審査終了しておりませんで、まだ案の段階であるということです。

【仮野会長】

ああ、そういうことですね。わかりました。いずれこれはこのまま動き出すわけですね。

【男女共同参画担当課長】

文言等、あるいは規則を要綱にする等の変更はあるかと存じますが、おおむねこのとおりです。

【仮野会長】

個人情報の内容が我々にとっては一番大事なことから。何かございますか。

【寺島委員】

個人情報の内容なのですけれども、この中で「学歴」という項目があるのですけれども、これはどのような必要性があるのかということと、もう1つ、「電話番号」というところがあるのですけれども、シェルター等に入るような方ですので、電話番号というよりも、携帯番号とかメールアドレスとかが重要なのではないかと思いますので、その辺りについてどうなのか教えてください。

【男女共同参画担当課長】

届出書の学歴の欄についてでございます。こちらにつきましては、御本人というよりも、一緒に連れてこられたお子様の学校の状況等を把握した上で、必要に応じて学校等との連絡等も行うことも想定されますことから、学歴というところを届出に含ませていただいております。

あともう1点は、電話番号についてでございますが、こちらは緊急連絡先ということになりますので、携帯番号等も含めた形、携帯番号等の電話番号ということを想定しております。

【仮野会長】

一緒にいる子供の学歴という話になってきたけど、そういう子供の状況を、学校等の状況を知るためだと、こういうことになりますね。

【井口委員】

1 2 ページに趣旨が書かれているのですが、2 行目に「配偶者からの暴力等」となっているのですが、これ配偶者に限定するのでしょうか。最近の内縁の夫からの暴力というような問題が増えておりますので、対象を配偶者に限定しているのかどうかということと、あと、「母子又は女性」と限定していますが、趣旨はわかりますけれども、ここも女性に限定しているのかという点、お願いいたします。

【男女共同参画担当課長】

まず1 点目の配偶者のみかという御質問についてでございますが、こちらは配偶者及びパートナーの方というところで、事実婚の方たち、そういった方たちも対象になるというふうに考えております。

そして、女性に限定してというところですが、やはりこちらも女性というところで考えておりますのは、今後、連携や支援を行っていく際に、やはり女性が中心という制度になっていくかと思っておりますので、女性限定というふうに今回の制度は考えております。

【仮野会長】

とりあえずは女性ということですね

【井口委員】

「配偶者等」と入れたほうがいいかなというふうに思いました。

【男女共同参画担当課長】

まだ、先ほども申し上げましたとおり、文言等の整理を行っている最中ということでございますので、そちらも一定検討させていただきたいと思っております。

【仮野会長】

では、検討して、ぜひ入れる方向でよろしく申し上げます。

【町田委員】

検討していただけるのであれば、先ほどの学歴というふうなところなのですが、学校関係では「学歴」という言葉は使っていません。小学校に私いますけれども、その場合だったら「児童生徒の在籍校歴」とかいうふうな表現を、使っています。言葉遣いですが、学歴と言っちゃうと、やっぱり最終、中学だったら3 年生、高校も3 年生、卒業の時点でどこを出たかということになっ

てしまいますので、在籍校歴という言葉遣いはしています、学校関係では。

【仮野会長】

そうなると母子、女性の学歴というふうにとられてしまうので。町田さんのように、子供の情報ということで。

【町田委員】

子供の在籍校歴という場合は。

【仮野会長】

ここも文言の整理はこれからですか。

【男女共同参画担当課長】

こちらにつきましては届出書の部分になるかと思しますので、どちらも個人情報の収集内容について、該当する箇所がどちらがふさわしいのかというところで、確認させていただいた上で届出書に必要であれば調整をさせていただきたいと考えております。

また、先ほど資料、様式、14ページを御覧ください。こちら、14ページ、様式案を添付してございます。こちらの中では、世帯の状況の右側の欄、真ん中より下の部分を御確認いただきますと、「職業または就学の状況」ということになっておりますので、届出いただく際にはこちら学校等の状況というふうなことを記入いただくこととなります。

【仮野会長】

町田さんはいいですか。

【町田委員】

はい。

【仮野会長】

これはあまり細かく言いませんけれども、そういう訂正なり修正を加えたものを、次の機会でもいいですから、簡単でもいいですから、こういうふうに直したということを言っていただければ、皆さん納得されると思います。よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

それでは、本件を承認いたします。次の案件をお願いします。

【総務課長】

17ページを御覧ください。案件4「市施設管理運営業務について」、管財課の案件です。

賠償責任等保険は、本市が所有する施設の不備や欠陥、また、市の業務遂行上の過失等に起因して、第三者の身体や生命を害したり、財物を滅失、毀損もしく

は汚損し、市が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払うものです。また、市が主催、共催する行事等や、社会奉仕活動を行う団体または個人が偶然的な事故により死亡、後遺障害、入院、通院があった場合に支払うものです。保険金の請求に当たり、身体事故にあつては被害者の個人情報、また、財物事故にあつては所有者の個人情報を保有することから届出するものです。

18ページを御覧ください。届出番号08-44「全国市長会市民総合賠償補償保険事故報告書」です。個人情報の内容は記載のとおり、21項目ございます。

19ページから21ページには様式を付けております。

22ページを御覧ください。届出番号08-45「保険金請求書」です。個人情報の内容は記載のとおり7項目です。

23ページには様式を付けております。

24ページを御覧ください。届出番号08-46「個人情報の取扱に関する同意書」です。個人情報の内容は記載のとおり3項目となっています。

25ページには様式を付けております。

【仮野会長】

この件について御質問等いかがでしょうか。

特にないようですので、本件を承認といたします。

それでは、次の案件をお願いします。

【総務課長】

次に26ページを御覧ください。案件5「小金井市コミュニティバス再編事業業務について」、交通対策課の案件です。

小金井市コミュニティバス再編事業支援委託に関しては、市民アンケート調査及び地域懇談会の実施に伴い、受託者が個人情報を取り扱うことから、平成29年度第4回及び令和元年度第2回本審議会において、本事業に係る事務委託について諮問を行い、御承認いただいたところです。

本事業は平成30年度から令和3年度までの4年間の事業であり、その中で運行ルート等の検討に際して、地域特性に応じたきめ細かな意見収集を行い、また、再編計画（案）等について報告・周知を行うため、地域懇談会を実施することとしています。

地域懇談会については、令和3年度までに全部で3回の実施を予定しており、参加者についてはその都度、募集することとしていました。

しかし、令和元年9月28日及び29日に実施した第1回地域懇談会の結果か

ら、第2回、第3回の実施に当たっては参加者の確保、また、前回の地域懇談会における意見を踏まえた検討結果を提示することにより、前回参加者へのフィードバックを図るため、前回参加者に対して参加の呼びかけを行うこととしました。

これに伴い、第1回を含めた全3回の地域懇談会について、参加者から収集した個人情報等を簿冊化し、継続して保有するため、届出を行うものです。

27ページを御覧ください。届出番号18-80「小金井コミュニティバス再編事業地域懇談会参加申込書」です。個人情報の内容は記載のとおり、6項目でございます。本件は6項目の個人情報を記載した任意の書面で申し込みが可能となっており、特定の様式は付けておりません。

【仮野会長】

せっかく参加した人たちにフィードバックするというのは大事なことです。何か御質問等ありますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、本件を承認することといたします。ありがとうございました。

それでは、次の案件をお願いします。

【総務課長】

次に28ページを御覧ください。案件6「小金井市東京2020オリンピック競技大会関連ボランティア募集及び運営業務について」、生涯学習課の案件でございます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催まで半年を切ったところですが、小金井市においては7月15日に東京2020オリンピック聖火リレーが通過することが決定し、また、7月25日及び26日には市内がコースの一部になっている自転車競技ロードが実施されることとなっております。

大会の成功に向け準備を進めているところですが、コース沿道の安全確保や円滑な運営、また、大会の盛り上げのため、ボランティアを担っていただく聖火リレーサポーター、及び自転車競技ロードに係るコースサポーターの募集を開始したことに伴い、申込用紙等3件の保有開始の届出をするものです。

自転車競技ロードにつきましては、昨年7月21日に1年前のテストイベントが実施され、その際にもコースサポーターを募集し、活動いただいた経緯がございます。経験者の皆様により多く御参加いただくことが安全かつ円滑な競技運営につながることから、一般公募に先立ち、本大会での活動についての申し込みを行ったものが「コースサポーター活動申込書」でございます。

「コースサポーター申込用紙」は、本大会におけるコースサポーターの必要人

数が増加したこと等に伴う追加募集応募者が使用する用紙となっております。

なお、聖火リレーにつきましては新規の募集のみでございます。

また、聖火リレーサポーターについては募集から保険加入までを小金井市で行いますが、自転車競技ロードについては、コースサポーターの運営管理、保険加入等は東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が行うため、活動申込書及び申し込み用紙に記載の内容は、本人同意の上で東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への外部提供を行います。

関連する業務の保有届出について、3件続けて御説明いたします。

30ページを御覧ください。届出番号33-65「小金井市東京2020オリンピック競技大会（自転車競技（ロード））コースサポーター活動申込書」でございます。個人情報の内容は記載のとおり7項目ございます。

31ページには様式、32ページから34ページには本件の申込要項を参考資料として付けております。

35ページを御覧ください。届出番号33-66「小金井市東京2020オリンピック競技大会（自転車競技（ロード））コースサポーター申込用紙」でございます。個人情報の内容は記載のとおり9項目ございます。

36ページには様式、37ページから42ページには本件の募集要項を参考資料として付けております。

43ページを御覧ください。届出番号33-67「東京2020オリンピック聖火リレー小金井市聖火リレーサポーター申込用紙」でございます。個人情報の内容は記載のとおり9項目ございます。

44ページには様式、45ページから49ページには本件の募集要項を参考資料として付けております。

【仮野会長】

いよいよ近づいてきて、こういうシステムの問題がやっぱり出ていますね。

【松行委員】

30ページの個人情報の内容の中で、住所の後に続柄というのが出ていますけれども、この活動申込書を見ると、続柄というのは、結局は緊急時連絡先の本人との関係を指しているのではないかと思うのですね。そうしましたときに、この続柄に関しては、この申込書の中にはそれに該当するものがここしかないわけです。ですから、かえってこれは電話番号の後の本人緊急時連絡先の後に続柄と入れたほうがわかりやすいのではないかと思います。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

こちら、ひな型が組織委員会から示されたものを参考にしたつくりですから、御指摘されたことも分かりますので、検討したいと思います。

【仮野会長】

確かにこの続柄というのがよくわからないね。質問です。どういう場合を意図して、ここにこの続柄って入っているというふうに推測できますか。組織委員会が考えたことについては。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

ロードレースでは、熱中症等の心配がございますので、夏場の暑い昼間に行くということでもありますので、御本人が倒れたりとかしたときに、御連絡する方の関係を聞いたり、そういったところが想定されます。

【仮野会長】

緊急連絡先として誰かの名前を書いて、その続柄がどうかというふうじゃないと、意味がないですね。

【松行委員】

そうです。

【仮野会長】

ということですね。いや、組織委員会は今、混乱していますからね。実は僕、ほかの件で明日、組織委員会に行くのですよ。ほかの件で。活動に支障が出るから、どうなっているのですかって聞きに行くのです。だから、気がついたことはどんどん言ったほうがいいですよ、大事なことからね。

ほかにどなたか、この関連で。これからまだいっぱい出てくるでしょうね、これは。でも、これ以外にあまりないですか、オリパラの関係では。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

ボランティア募集ということでいえば、今届出させていただいているロードレースと、それから聖火リレー、それ以外は考えておりません。

【仮野会長】

わかりました。それでは、ぜひ調べてみて、わかりやすいようにしてください。ほかにございませんか。

それでは、御質問がないようですので、本件については承認することよろしいと思います。承認します。

次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは、これより諮問を含む案件に入らせていただきます。

50ページを御覧ください。案件7「国勢調査指導員・調査員情報の管理業務について」、総務課庶務係の案件でございます。

51ページ、諮問第44号、52ページ、諮問第45号を一括して説明させていただきます。

国勢調査は、外国人を含む日本に居住する全ての人を対象とする調査で、国の調査で最も大規模な調査と言われております。5年ごとの実施になりますが、来年度がその実施年度となっております。

調査に当たっては、国勢調査員を選任し、対象世帯を回っていただくこととなりますが、市内の全世帯を対象として調査を行うため、約700人の調査員の確保が必要と考えております。しかしながら、これだけの人数を確保することは大変困難であり、現在、登録調査員をはじめとした経験者への依頼や市の各種広報手段を活用し、募集事務を行っているところです。今後も市内での全戸ビラ配布等、あらゆる手段を講じていく予定ですが、その一環で、市の臨時職員名簿に登録して下さっている方にも協力をお願いをしたいと考えています。つきましては、臨時職員へ協力依頼の連絡を行うに当たり、職員課の保有する「臨時職員雇用申込書兼登録書兼臨時職員名簿」を目的外利用したいというものです。

なお、本件目的外利用については、平成22年度第1回の審議会にて諮問済みですが、新たに連絡先についても追加して目的外利用したいため、再度の諮問をするものです。

また、調査に当たっては、国勢調査員が調査世帯を訪問することを見据え、総務課にて調査員へ配付する要図を作成し、指導員・調査員を適正に管理する必要があります。

しかしながら、現在のところ、調査区数はおおむね1,145、調査区にひもづく指導員115名、調査員761名を想定しており、これだけの調査区や人員を管理することは大変困難です。

そこで、国勢調査で使用する要図の作成や指導員・調査員を管理するに当たり、統計調査支援システムをレンタルし、業務効率を図る中で、調査区にひもづく指導員や調査員の個人情報を電算システムに記録するため、保有届出及び諮問を行うものです。

51ページを御覧ください。諮問第44号「国勢調査員の募集案内の送付に係る小金井市臨時職員雇用申込書兼登録書兼臨時職員名簿の目的外利用について」でございます。本案件は令和2年実施の国勢調査員の募集案内を送付するために職員課の保有する「小金井市臨時職員雇用申込書兼登録書兼臨時職員名簿」を目

的外利用するための諮問です。

なお、本諮問は平成22年度第1回の審議会でも同様の諮問を行い、御承認をいただいた内容から、必要とする個人情報の内容に記載しているように、「連絡先」を追加して利用するために改めて御審議いただくものです。

52ページを御覧ください。諮問45号「統計調査支援システム」でございます。業務の目的としましては、国勢調査における業務効率の向上のためです。個人情報の記録項目は諮問書の記載のとおり13項目ございます。

関連する保有届出として、53ページを御覧ください。届出番号06-61「統計調査支援システム」でございます。個人情報の内容は諮問第45号と同一ですが、54ページの別紙にまとめております。

【仮野会長】

来年は国勢調査ですか。この件は、過去の審議会にて一旦は承認済みのものがありますが、この連絡先を追加するのはどうしてでしたか。

【総務課庶務係長】

連絡先を今回追加する理由としましては、住所だけだと、電話での連絡ができませんので、ある程度こちらで既に諮問をかけている案件ですので、職員で臨時職員として雇用経験のある職員さんのリストは既に確認をしておりますので、その中で電話で連絡したい方々が何名もいらっしゃいますので、その方に対して連絡をするために諮問させていただきます。

【仮野会長】

今まで電話番号がわかっていなかった人についてということですね。

ほかに御質問等ありますか。特にないようですので、この件を承認といたします。

次の案件をお願いします。

【総務課長】

55ページを御覧ください。案件8「データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業について」、保険年金課の案件です。

57ページ、諮問第46号、58ページ、諮問第47号を一括して説明させていただきます。

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正により、各保険者は、健康・医療情報を活用して保健事業実施計画の策定・実施・評価を行うこととされました。市の国民健康保険においては、疾病構造の変化や高齢化、医療技術の高度化等による医療費の増大により、その財政運営は厳しい状況が続

いており、保険者は健康増進事業、疾病予防事業等医療費増加抑制のための事業を推進する必要があります。

第2期データヘルス計画に基づき、糖尿病性腎症重症化予防指導効果分析、医療機関受診勧奨通知、ジェネリック医薬品差額通知、健診未受診者受診勧奨通知、治療中断者受診勧奨通知の5つの事業を既に実施しております。健康づくりや疾病予防のさらなる推進を図るため、令和2年度より第2期データヘルス計画で継続検討としていた重複受診者等適正受診指導を追加し、実施することとしました。

重複受診者等適正受診指導は、重複・頻回受診、重複服薬の対象者に対して指導を行い、適正受診や適正服薬を促し、医療費の適正化を図ることを目的とした事業です。

これらの保健事業の実施・評価を、専門知識と技術を持つ事業者に委託して実施すること、委託した事業者へ提供するため医療データ等を目的外利用することについては、既に平成27年度第4回及び平成30年度第2回審議会へ諮問済みです。

なお、重複受診者等適正受診指導を追加することで、利用する個人情報の項目として変更はありませんが、保健事業を追加することについて今回諮問をするものです。

57ページを御覧ください。諮問第46号「データヘルス事業に係るレセプト点検業務等の目的外利用について」です。

目的外利用する個人情報の記録の名称は、諮問書のとおり、レセプト点検業務、保険者給付業務、特定健診等データ管理システムの3つのシステムでございます。

個人情報の利用の目的は、諮問書のとおり、データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業のためです。

必要とする個人情報の内容は、59ページの別紙のとおりです。表の記録名称と書いてある列にそれぞれ対応するシステムの名称を記載しております。

目的外利用する理由につきましては、諮問書に記載されている糖尿病性腎症重症化予防指導効果分析、医療機関受診勧奨通知、ジェネリック医薬品差額通知、健診未受診者受診勧奨通知、生活習慣病治療中断者受診勧奨通知の5つの事業については、既に承認をいただいております。

今回は重複受診者等適正受診指導の事業を追加することで、目的外利用を行う理由が増える点について、当審議会に意見を聞くため、諮問するものです。

58ページを御覧ください。諮問第47号「データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業委託について」です。

委託の内容は、健康・医療情報を活用した分析と、保健事業の実施及び実施保健事業の効果分析の2つで、委託処理する個人情報の記録項目は59ページの別紙のとおりです。

今回、委託の内容として諮問する箇所は、諮問書の中で下線が引いてある部分の事業を追加することについて、審議会の意見を聞くものでございます。

参考資料として、60ページから63ページにデータヘルス事業概要、64ページから78ページに委託仕様書、79ページと80ページに厚生労働省からの保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する通知文、81ページから92ページに厚生労働省告示による国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針を付けております。

なお、本件の業務委託に関する個人情報保護に関する特記仕様書が74ページの4行目以降に記載しており、個人情報の取り扱いについての遵守も含んだ業務委託を行うものです。

【白石委員】

58ページの委託の内容で「継続的委託」というところに丸がついていますよね。それで、64ページの仕様書を見ると、単年度契約ですよ。これは要するに単年度契約で繰り返しという形なのですか。そこの確認です。

【国民健康保険係長】

この事業については指名型プロポーザルをとっておりまして、そちらで業者を選定させていただきます。原則数年間というふうにはしておりますけれども、契約については単年度契約で毎年度契約するような形になります。

【白石委員】

一応複数年度契約ですけど、それは何年というふうにならうたっていますか。

【国民健康保険係長】

今回、平成28年からデータヘルス事業をやっているのですけれども、その時点では原則4年間契約するというような形に予定をしており、そこで特に何もなければ4年間を継続して毎年度、単年度契約するような形になります。

【仮野会長】

白石さん、いいですか。

【白石委員】

はい。委託はいろいろシビアなことがあるので。

【本多委員】

個人情報の受け渡し方法なのですが、ここでは「セキュリティ便による」と

いうふうになっているのですけれども、65ページの業務委託のところの個人情報取り扱いでは、ここには「セキュリティ便又はそれと同等なセキュリティ体制が取れる方法により受け渡しすること」ということになっていまして、限定されているのですけど、「又は」というのがあるのですけど、「同等」というのはどのような。

【仮野会長】

「又は」ってどこにあるのですか。

【本多委員】

65ページの一番上。「本業務に使用するデータはパスワードを設定した上で、セキュリティ便又はそれと同等なセキュリティ体制が取れる方法」と。

【国民健康保険係長】

こちらにはそのような形で書いてあるのですけれども、原則、セキュリティ便による受け渡しになっております。

【仮野会長】

これは何か必要があって追加して「同等な」というのが入っているのでしょうか。それを説明してください。

【国民健康保険係長】

指名型プロポーザルでやるのですけれども、セキュリティ便に限らず、それと同等の責任体制がとれる方法であれば、それによって受け渡し方法を、セキュリティ便にかわるものとして、受け渡し方法がそのセキュリティ体制がとれば、それでいいというような。

【仮野会長】

その別の方法とは、例えば何ですか。それを言ってくればわかる、皆さん。

【国民健康保険係長】

指名型プロポーザルでその業者が提案してくるものなので、ちょっとここではどういったものなのかというのは私では言えないのですけれども、それと同等の方法であれば、その受け渡し方法でというような感じです。

【多田委員】

なるほど。そうしたら、58ページには「セキュリティ便等による」と書いておいたほうがいい。

【仮野会長】

なるほど。「セキュリティ便による」って、これしかないみたい書いてある。58ページの下から3段目のところに個人情報の受け渡し方法「セキュリティ便

による」とあるのだけど、念のため、またはそれと同等の方法もとれるというふうに書いておけば問題ないのではないですか。

【保険年金課長】

御意見いただきましたので、こちらは検討させていただき、修正等も含めて対応させていただければと思います。ありがとうございました。

【仮野会長】

いい提言でしたね。ありがとうございました。ほかには何か御質問等ありますか。

では、特にないようですので、これで承認といたします。

次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは、93ページを御覧ください。案件9「後期高齢者健康診査業務委託について」、保険年金課高齢者医療系の案件です。

保険年金課では、75歳以上の後期高齢者を対象として、生活習慣病の早期発見、病気の重症化予防を図る目的で年に1回、後期高齢者医療健康診査を実施しております。

健診実施においては、被保険者が医療機関で健診を受診する際に「標準的な質問票」の記入を求めています。当該質問は40歳から74歳を対象とした国民健康保険加入者を対象とする健診の質問票に準じたものであり、主としてメタボリックシンドローム対策に着目した質問項目となっていました。

この度、この質問票について厚生労働省の「高齢者の保険事業のあり方検討ワーキンググループ」の検討結果を踏まえ、フレイル等の高齢者の特性を把握し、改正健康保険法（令和元年法律第9号）に基づいた高齢者の多面的な課題に対応した保健事業の充実、高齢者の特性を踏まえた健康状態の総合的な把握、受診勧奨や保健指導等の対象者抽出を簡便に行うことに着目した、「後期高齢者の質問票」が新たに提示されたところです。

この度の諮問は、当該健診業務の委託に当たり、平成19年度諮問第28号として過去に諮問した後期高齢者健康診査業務委託のうち、「委託処理する個人情報」の項目の「問診情報」について、「標準的な質問票」項目から「後期高齢者の質問票」への修正が必要となったため、「健診情報」として過去に諮問した項目について改正健康保険法の主旨である「高齢者の特性を踏まえた保健事業の充実」を目指した業務を考慮し、当該項目の表記変更を行うものです。また、この変更に伴い、あわせて届出項目の統合化を図るものです。

94ページを御覧ください。諮問第48号「後期高齢者健康診査業務委託」で
ございます。

業務の目的としましては、後期高齢者健診業務を円滑に実施するため、小金井
市医師会へ後期高齢者健康診査を委託するものです。

委託処理する個人情報の項目につきましては、95ページの別紙の表にまとめ
ています。表中の区分について、継続は従前と変更ない項目、削除、新規、追加
と記載されている箇所は、平成19年度第4回審議会において諮問した際の個人
情報の項目から、今般の厚生労働省からの提示により表記を変更する箇所です。

参考資料として、96ページに厚生労働省よりの通知文、97ページには変更
後の質問票、98ページには変更前の質問票を付けております。

【仮野会長】

何か質問ございますか。

僕は、2月4日に後期高齢者になったばかりなので。私の場合は、だまってこ
れは受け入れます。

【多田委員】

これは、98ページの右側の部分が97ページに変わるということで考えてい
いのですよね。

【仮野会長】

後期高齢者用の特に親切な質問票ということね。

【高齢者医療係長】

こちら、今回の諮問させていただきました趣旨としては、今お話を頂戴したと
おり、問診票が今まで後期高齢の前の方も全て含めたこの形をとっていたのです
けれども、15項目に再編されたというところで整理させていただいております。

【仮野会長】

98ページの右側の表が97ページになったと。字が大きくなって読みやす
くなった。こういうことも大事です。

ほかに何か質問は。特に質問がないようですので、この件は承認とすること
にいたします。

では、次の案件をお願いいたします。

【総務課長】

次に、99ページを御覧ください。案件10「特定健康診査及び特定保健指導
業務委託について」、保険年金課国民健康保険系の案件です。

保険年金課では、40歳以上の国民健康保険被保険者を対象として、生活習慣

病の早期発見、病気の重症化予防を図る目的で年に1回、特定健康診査を実施しております。

特定健康診査実施においては、被保険者が医療機関で受診する際に「標準的な質問票」の記入を求めています。後期高齢者医療制度加入者においても、同じ質問票を使用していました。

このたび、この質問票について厚生労働省の「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」の検討結果を踏まえ、フレイル等の高齢者の特性を把握し、改正健康保険法に基づいた、高齢者の多面的な課題に対応した保健事業の充実、高齢者の特性を踏まえた健康状態の総合的な把握、受診勧奨や保健指導等の対象者抽出を簡便に行うことに着目した、「後期高齢者の質問票」が新たに提示されたところです。

特定健康診査においては質問票の変更はありませんが、このたびの諮問は、平成19年度諮問第25号にて答申をいただいている小金井市医師会への健診事業業務委託のうち、「健診情報」の項目について、後期高齢者医療健康診査の質問票変更等に伴う表記変更を行うものです。

また、この変更に伴い、あわせて届出項目の統合化を図るものです。

100ページを御覧ください。諮問第49号「特定健康診査及び特定保健指導業務委託」でございます。

業務の目的としましては、特定健康診査業務を円滑に実施するため、小金井市医師会へ特定健康診査を委託するとともに、特定保健指導業務については、専門的知識及び技術を有する業者へ委託するものです。

本諮問も平成19年度第4回審議会において既に委託諮問をしておりますが、小金井市医師会へ委託する特定健康診査に変更事項が生じたため、その変更部分についてのみ、審議会の意見を聞くものです。

民間事業者へ委託している特定保健指導の部分については、今回は変更は生じておりません。

変更部分の諮問につきましては、委託処理する個人情報の項目を御覧ください。101ページの別紙の表に変更内容をまとめています。表中の区分について、先ほどの諮問第48号と同様に、継続は従前と変更ない項目。削除、新規、追加と記載されている箇所は、平成19年度審議会において諮問した際の個人情報の項目から、今回の厚生労働省からの提示により表記を変更する箇所です。

参考資料として、102ページには厚生労働省よりの通知文、103ページには変更後の質問票、104ページは変更前の質問票を付けておりますが、こちら

も先ほどの諮問第48号に付けております資料と同じ内容のものです。

【川井委員】

101ページですけれども、廃止される項目なのでいいのかもしれませんが、ちょっと読めないので、中身がわかるような資料にして。ちょっと黒塗りの潰されたような資料になっているのですけれども。

【総務課長】

次回お出しするということでもよろしければ。

【川井委員】

それで結構です。

【仮野会長】

それでは、次回にお願いします。

本件についてはよろしいですか。それでは、承認といたします。

次の案件にまいりましょう。いよいよ。いよいよというほどじゃないか。前回の懸案事項。

【総務課長】

105ページを御覧ください。案件11「カラー航空写真撮影委託について」、資産税課の案件です。本案件は、前回審議会で諮問を行い、審議会からの御意見を受けて再度諮問を提出するものです。

固定資産税・都市計画税は、賦課期日の1月1日に市内に所在する土地、家屋を所有する者を納税義務者として課税しています。

この賦課業務を行うに当たり、賦課期日における土地、家屋の状況を的確かつ効率的に把握するため、市内全域を対象としたカラー航空写真撮影を委託し、その成果品であるカラー航空写真図を課税資料として活用しています。

今までこのカラー航空写真図については、課税資料としての目的のみに使用し、保管していましたが、撮影した土地、家屋の画像を他の情報と照合することによりその所有者が特定されることから、本市個人情報保護条例第3条第1号に定義される個人情報に該当するものと考え、保有の届出を行うとともに、写真撮影の委託に係る諮問を行うこととしたものです。

106ページを御覧ください。諮問第41号「カラー航空写真撮影委託」です。前回審議会から引き続いての諮問のため、諮問番号は前回から変更ありません。

業務の目的としましては、諮問書に記載のとおりです。

委託処理する個人情報の項目については、家屋の状況、土地の利用状況でございます。

107ページから113ページには、委託仕様書（案）付けております。

115ページには、今回の諮問案件と関係して、固定資産税・都市計画税の課税資料としての航空写真の利用状況、情報公開請求があった場合の対応や個人情報として扱っているかについて、資産税課で調査を行った結果を参考資料として付けております。

116ページには、課税資料としての航空写真について、これまでに資産税課へ情報提供を求められた事例についての参考資料を付けております。

諮問に関連する保有届けといたしまして、117ページの届出番号40-177「カラー航空写真図（縮尺1000分の1）」、118ページの届出番号40-178「カラー航空写真図（縮尺5000分の1）」がございます。保有する個人情報は諮問と同様です。

「カラー航空写真図（縮尺1000分の1）」と「カラー航空写真図（縮尺5000分の1）」の違いは、縮尺5000分の1のほうが電磁的記録も保有すること、縮尺1000分の1のほうの文書保存年限が10年に対し、縮尺5000分の1のほうは20年となっています。

【中澤委員】

115ページのところに、都内26団体調査結果というのがあると思うのですが、その一番右側のところで、「個人情報である」が7団体、「個人情報ではない」が13団体、「検討していない」が6団体とありますが、同じ地方公共団体としてやっているときに、各団体で平仄ひょうそくがこんなに違っていいのかなと単純に

思うので、むしろ東京都であれば全部平仄ひょうそくが合わなくちゃいけないのではないかと。特に個人情報というのは非常に大切なので、これがばらばらだけど、このばらばらでしたという結果報告だけでいいのかどうかというところが私はちょっと。私は清瀬市からこっちに40年前に引っ越してきたのですが、清瀬市では個人情報じゃなくて、こっちに来たら個人情報だとかいうようなことになったら、使う市民は非常に当惑するのではないかと思うのですよね。だから、やっぱりそれは何らかの働きかけで平仄ひょうそくを合わせる必要があるのではないのかなと思ったのですけれども。

【総務課長】

中澤委員がおっしゃることはもっともだと思います。ただし、地方公共団体に

おきましては、国の法律を運用しているわけではございませんで、それぞれの団体において個人情報保護条例というのを、施行して運用しているという状況です。

今回の案件に関して、資産税課が考えた、写真の精度がどんどん上がり、写真を拡大すればいろいろな情報が読み取れてしまうから、やっぱりこれは個人情報として扱っていったほうがいいのではないかという発案に基づく諮問でございますけれども、このような考え方について、なかなかまだ団体それぞれが一致しているものではないという結果だったと認識しておりますし、また、これを合わせていくというのも、それぞれ難しいものではあるのかなと考えております。

【中澤委員】

国では難しいと思うのですが、都内だったらというのが、そこがちょっと引かかったのですが。国だったら北海道もあるし九州もあるからあれですけど、同じ都内の中で小金井市と府中市、小金井市に来たら個人情報で、他の自治体に行ったら個人情報でないというのが、私としてはちょっと不思議だなと。今の御意見はわかりますけど。

【仮野会長】

それはその都市、例えば小金井市、隣の市、それぞれ考え方が違いますので、地方自治体でそれぞれ独立した機関なので、自分たちの考えを持っていいのですよ。

【中澤委員】

個人情報の定義の第3条第1号というのは、これは都から来ているじゃないですか。個別にみんな違うのですか。

【総務課長】

違います。

【中澤委員】

全部違うのですか。

【総務課長】

はい。

【中澤委員】

わかりました。

【仮野会長】

ここはこういうふうにかえたらいい。「個人情報ではない」というのが13団体あって、「検討していない」というのが6団体ありますが、この検討しないところが個人情報だといえれば完全に並んじゃうわけです。そういう場合に、これはそ

それぞれ自治体が独自に考えてやっていけばいいのではないですかね。前回これは大議論になりましたけど、こういうふうにきれいに整理していくと、小金井市は個人情報大切に守るのだと、真剣に考えるのだというところを打ち出したということになるわけで、それはそれで1つの考え方、基本方針を示したという意味ですっきりしたし、よかったのではないかと思います。私個人の意見です。

【立川委員】

116ページで、今、他部署からのこういう要請が来ているわけですね。私の意見としては全てばつだと思えますね。公開しちゃいけないと思えます。市議会議員のところから個人情報を求められていますよね。これは全くうまくないと思えますし、税務署としては税務署が調べることであって、資産税課の資料を提出する必要は全くないと思えますので。生涯学習課も資料が、データが非常に細かいので、どんな使い方もできるので、生涯学習課、教育委員会、まあ、管財課は資産にかかわることであれば同じ使い方かもしれないのですが、使い方いかなどでは管財課はいいような気がします。都市計画課も必要であれば都市計画課独自で調査すべきだと思います。

【仮野会長】

特に国税調査に使われるというのは、どうしてもなかなかね。市議会議員が変な使い方したら大変ですものね。

【松行委員】

116ページのリストなのですからけれども、前回、他の部署から情報提供が要求されているという話がありましたが、それは個人情報の点からいってもまずいのではないかという話になりましたけれども、そのときに困ったことだということだったので、それはもう情報の提供はしないとなっているのですか。

【土地係専任主査】

前回提案された件につきましてはお断りしております。

【仮野会長】

それで相手から納得は得た？

【土地係専任主査】

はい。それは、お出しはできませんということで文書を渡しまして、それで受け入れてもらっております。

【仮野会長】

ということならいいのではないですかね。

【松行委員】

そうですね。

【仮野会長】

前回は大変議論が盛り上がりましたが、すっきりと整理ができてよかったと思います。時代が変わって行って、こういうのが公開できるようなときも来るかもしれないけど、今は慎重にいったほうがいいということじゃないでしょうかね。ちなみに、写真そのものは、今年はもう撮影したのですか。

【土地係専任主査】

はい。

【仮野会長】

1月1日以降？

【土地係専任主査】

1月1日以降で、もう納品も終わってございます。

【仮野会長】

わかりました。じゃあ、懸案でしたけど、わかりました。

【本多委員】

資料として残しておくのになんかあれなのかなということを確認したいのですが、116ページの他の部署からのところの内容で、市議会議員ということになって、これって個人的な調査というよりも議員活動における調査、本来の趣旨はそういうものではないのでしょうかね。

【資産税課長】

本多委員のおっしゃるとおりでございます。この表現が誤解を招くようなところにつきましては訂正をさせていただきたいと思っております。

【仮野会長】

訂正はいいのだけど、個人的な調査のためというのは、市議会議員が恣意的な調査をしようとしたのでだめだということ？ どういう話ですか？

【資産税課長】

いえ、何をいいますか、議員活動としての調査ということで、何か人の財産を見るとか、そういう形のものではございません。あくまでも議員活動としての調査ということでお受けしたものでございます。

【松行委員】

「個人的な」という、ここの文言がちょっと。今おっしゃったように、議員活動としてのとなれば納得いくのですが、「個人的な」というのは、そこがちょっと引かかる。

【資産税課長】

まことに申しわけございません。議員活動における調査というふうな形に直したいと思います。

【仮野会長】

そうしましょう。そのように変えておいてください。

それでは、この案件を承認したいと思います。ありがとうございました。

では、次の案件にいきましょう。

【総務課長】

会長、すみません。先ほど保険年金課の削除のところで、今訂正ができたということで即座お渡しできるということで、御説明をさせていただきたいと思えます。

【仮野会長】

せっかくこの資料を持ってきてくれたので、この資料の見方だけちょっと説明してください。これ、何ページでしたか？

【総務課長】

101ページと振っていただければと思います。

【保険年金課長】

先ほどは見づらい資料になっておりまして大変申しわけございません。先ほど御説明をさせていただいた特定健康診査の委託処理する個人情報の項目について、その前に諮問させていただきました後期高齢の健診の個人情報の項目と合わせた形で項目の取りまとめを行わせていただいたものでございます。

濃い追加部分の項目のところに継続となっているものは、以前諮問した際から継続の項目になります。また、削除となっている濃い網掛けがしてある項目については、今回の変更に伴いなくなる項目になります。また、薄い網掛けをしている新規という部分については、今回追加で項目とさせていただくこととなりますので、後期高齢と合わせた形のものということで御了解いただければと思います。

【仮野会長】

それでは、次の案件にまいりましょう。

【総務課長】

それでは119ページを御覧ください。案件12「小金井市重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業委託」について。自立生活支援課の案件でございます。

本事業は、在宅の重症心身障害児(者)等に対し、看護師を自宅に派遣し、当該障害児(者)等のケアを常時行っている家族に代替して一定時間ケアを提供し、

家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）等の健康の保持と家族の福祉の向上を図るもので、令和２年度に開始を予定しています。

なお、本事業は、東京都の障害者施策推進区市町村包括補助事業にて補助対象として規定される内容に準じます。

利用希望者は市に申請する際に利用申請書や訪問看護実施に対する医師指示書を提出し、市はその内容に基づき利用決定の判定を行うことから、申請書等に記載されている個人情報の記録を開始するため、届出をします。

また、本事業の実施に当たり、訪問看護ステーションに看護師等の派遣及びケアの提供を委託することについて、諮問を行うものです。

１２０ページを御覧ください。諮問第５０号「小金井市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業委託」でございます。

業務の目的としましては、在宅の重症心身障害児（者）等のいる家庭へ看護師を派遣し、当該障害児（者）等のケアを常時行っている家族の代替を行い、家族の休養を図ることで、当該障害児（者）等の健康の保持と家族の福祉の向上を図るためです。

委託処理する個人情報の項目につきましては、諮問書のとおり７項目です。

また、１２１ページ、１２２ページには仕様書（案）を付けております。

本案件に関する個人情報取扱特記事項については、２２１ページから２２５ページの共通資料を御確認ください。

次に、１２３ページを御覧ください。届出番号２８－２４１「小金井市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業」に関する様式一式です。

保有する個人情報の内容は、１２４ページの別紙のとおりです。

参考資料として、１２５ページから１３１ページには様式、１３２ページから１３５ページには本事業の実施要綱（案）を付けております。

【仮野会長】

ただいまの説明に対して、何か質問はございますか。

レスパイトとは初めて聞く英語なのですよ。それだけ教えてください。不勉強で申しわけない。

【相談支援係長】

レスパイトですが、休息という意味合いになります。普段介護されている御家族の方の休息という意味です。

【仮野会長】

レスパイトとはどういう英語ですか？レストというのは休息だな。日本語です

か？和製の言葉ですか？

【相談支援係長】

英語だと思ってました。東京都の事業名をそのままとってきていることもあって。ただ、福祉の業界では、レスパイトというと休息というところを通じる内容で。

【仮野会長】

御家族が休息できるような、ということですね。はい、了解しました。

【立川委員】

ちょっと質問なのですが、24回とか月に4回とかありますよね。あの回数というのは何か指針があるのでしょうか。

【相談支援係長】

こちらについても、補助金の対象となる事業内容が規定されておりまして、その中で、年間で24回と定められているところです。

【立川委員】

それは国か何か？

【相談支援係長】

東京都の補助金です。

【松行委員】

ちょっとお聞きしたいのですが、120ページ、諮問事項というのがありますよね。この中で、委託先というのは、訪問看護ステーションですよね。それで委託の内容はいいです。この受託者というのは誰になるのですか。

【相談支援係長】

受託者は訪問看護ステーションになります。

【松行委員】

そうすると、委託先というのと同じですか。

【相談支援係長】

委託先イコール、そうですね、受託者になります。

【松行委員】

それはどうして委託者と受託者と、こういうふうに2つの言葉になるのですか。それからもう一つ、受託者というのは、下から4つ目のますに「受託者に渡す個人情報記録の形態」、ここも受託という言葉を使っていますよね。そうすると、これは委託と、委託者と同じことですか。

【相談支援係長】

そうですね、委託先がこの場合受託者になります。

【松行委員】

そうすると、この受託者と委託者が同じならば、どうして2つの言葉を使うのでしょうか。そうしたら、受託者というところだって委託者にしてもいいわけですか。

【相談支援係長】

委託するのは小金井市で、委託をする先がイコール受託者で、委託先で。

【松行委員】

そうすると、受託者というのは、これは小金井市役所。

【相談支援係長】

受託者は訪問看護ステーション。

【松行委員】

委託者は。

【仮野会長】

委託者が小金井市。

【松行委員】

訪問看護ステーションでしょう。

【仮野会長】

受託者が。

【松行委員】

委託者。

【相談支援係長】

委託者が小金井市になります。

【松行委員】

委託先は訪問看護ステーションになっているじゃない。

【相談支援係長】

委託者ではなくて、委託先です。

【松行委員】

ごめんなさい。委託先が訪問看護ステーションね。それから、受託者は、これは小金井の市役所。

【相談支援係長】

受託者は業務を託される方なので、これも訪問看護ステーション。

【松行委員】

これも看護。では、業者は同じということね。

【相談支援係長】

同じです。ただ、諮問事項のこの様式については、もともと定められて、うちでつくったものでは、こちらはなくて。

【仮野会長】

これはもう前会長のころから含めてずっとこの表現を使っているのですが、わかりづらいところは確かにありますね。小金井市役所を中心に考えると、委託先は訪問看護ステーション、そして、それを受託したものも訪問看護ステーションです。小金井市が委託した内容はこうです。そこは整理したほうがいいのだけど、これはもうこの様式になってずっと十数年、これは続いていますから。

【総務課長】

確かにこれはずっとこれで来ているのですが、上から行きますと、業務は何です。業務の目的は何です。委託は誰にします。委託の内容は何と何です。そして、初めて相手が出てきて、受託者というのはこういう人ですというような段階をつくって、つくってきたかと思うのですけれども、確かに先生がおっしゃるように、委託先と受託者という人が同じ人なのに、違う使い方では使われているのかなと思います。ただ、一番最初に、また、例えば受託先みたいにしてしまうと、これはまたわかりづらいのかなと思っておりまして、大変申しわけございませんが、このままでさせていただければと思います。

【松行委員】

わかりました。

【立川委員】

受託者への条件のところ、3番ですけど、これは市が必要な人から受けるから、それを受託者に言ってあげて、そのほかのところには情報を流してはいけないよという意味ですね。

【総務課長】

そのとおりです。

【白石委員】

小金井市の訪問看護事業はあまり精通していないので、単純な質問ですけど、訪問看護事業所は何事業所ぐらいあるのですか。

【相談支援係長】

事業所の数は把握しておりません。

【白石委員】

それぞれ利用者が利用して申請をすると。

【相談支援係長】

そうですね。既に利用されている訪問看護ステーションのある状態で申請を受け付けることとなりますので、その方、申請者が指定されたところと、うちはその後、契約を締結することとなります。そういう状況なので、先にうちが全事業所と契約していくということは想定しておりません。

【白石委員】

東京都自体がそういう要綱になっているのですね。

【相談支援係長】

そうです。東京都自体が制度的にはもともと利用されている方がお使いになるものと想定されています。東京都の指定自体がそのようになっております。

【寺島委員】

125ページなのですが、ミスではないかと思うのですが、「課税台帳の公簿により武蔵野市長が確認すること並びに」と書いてあるのですが。

【自立生活支援課長】

小金井市でございます。失礼いたしました。武蔵野市、失礼いたしました。小金井市に訂正いたします。

【仮野会長】

寺島さん、すごいです、これを見つけるとは。

そのほかに御質問等ありませんか。

特にないようですので、承認いたします。ありがとうございました。御苦労さまでした。

それでは、次の案件に参りましょう。

【総務課長】

それでは、136ページを御覧ください。案件13「小金井市生活支援ヘルパー養成事業について」、介護福祉課の保有届出のみの案件です。

本事業は、市で実施する調理や清掃等の生活支援を中心とした、おおむね10時間程度の研修を受講した方を小金井市生活支援ヘルパーとして認定し、要支援1・2等の軽度者に対する訪問介護サービスの担い手として育成するものです。

軽度者に対する担い手を育成することにより、介護福祉士等の専門職が重度者に対するケアに専念できる体制を支援するとともに、入門的研修の実施により、介護未経験者が基本的な知識を身に着けつつ、介護分野への参入のきっかけづくりとし、多様な人材を確保することを目指しています。

この度、事業の開始に当たり、認定者を管理するための登録者名簿を整備することから、個人情報の保有の届出をするものです。

137ページを御覧ください。届出番号27-121「小金井市生活支援ヘルパー登録者名簿」です。個人情報の内容は記載のとおり4項目です。138ページには使用する様式を付けております。

【仮野会長】

これは特に問題なさそうですが、御質問等はよろしいですか。

それでは、本件は承認といたします。

次の案件に参りましょう。

【総務課長】

次に、139ページを御覧ください。案件14「ひとりぐらし等高齢者会食会・交流会実施事業について」、引き続き介護福祉課の諮問事項と保有届出を含む案件です。

令和2年度より、ひとりぐらし又は高齢者のみの世帯の高齢者に、会食と懇談による楽しいひとときを過ごしていただき、地域社会や人との関わりへの手助けとなることを目的に会食会・交流会を実施し、高齢者相互の交流と親睦を図ることとしました。

受付簿・参加名簿を保有することとなるため届出を行います。

本事業は委託により実施するため、委託について諮問をします。

140ページを御覧ください。諮問第51号、ひとりぐらし等高齢者会食会・交流会実施委託です。事業の目的としましては、ひとり暮らし等高齢者に会食と懇談による楽しいひとときを過ごしていただき、地域社会や人との関わりの手助けとなるため、その実施には専門的な設備、知識が必要なため、委託による事業を実施するものです。

委託の内容については、142ページの中段、3、交流会概要に記載しています。委託処理する個人情報の項目については、諮問書に記載のとおり、8項目です。参考資料として、141ページには本件委託業務の流れのイメージを、142ページから145ページまでには委託仕様書案を付けております。

なお、本件委託業務に係る個人情報保護に関する特記事項については、144ページの中段、4以降の記載を御覧ください。

146ページを御覧ください。諮問に関連する保有届といたしましては、届出番号27-122「ひとりぐらし等高齢者会食会・交流会実施事業に係る簿冊一式」です。個人情報の内容は147ページの別紙のとおりです。148ページ、

149ページには業務で使用する様式を付けております。

【寺島委員】

ひとりぐらし高齢者会の簿冊一式のところに電話番号を聞く項目があると思うのですが、そもそもひとり暮らしなので、電話番号を聞いたところで何か緊急のときに連絡をしても意味がないのではないかと思うのですが、その点のところは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

【高齢福祉係主任】

こちらの電話番号を聞いている目的というのは、交流会開催当日に例えばいらっしゃらないときに、来ることを忘れていたというようなことではいけないと思いますので、どうされましたかというようなお電話をさせていただこうかというような気持ちで聞くものです。

【仮野会長】

これは、今はもういわゆる固定電話ですか、あるいは携帯電話ですか。

【高齢福祉係主任】

どちらでも大丈夫です。

【井口委員】

146ページで届出ということになっているのですが、これはひとり暮らしの高齢者の交流というか、非常に今後も重要になってくると思うのですが、この交流会だけの目的なのか、あるいはもっと防犯とか防災とか、いろいろな面で多角的な利用が可能ではないかなと思うのですが、目的外利用なしとなっているので、これに限る利用なのかどうかというのをちょっと確認したいのです。

【高齢福祉担当課長】

こちらは、会食会の目的としましては、先ほど説明がありましたとおり、高齢者同士の地域社会や人への関わりの手助けの一助としての開催になりますので、会食会での目的としてこの名簿は使わせていただくような形になります。

【仮野会長】

それはわかります。それ以外のもっといろいろな勉強したり、もっと違う使い道もあって、ちょうどいい機会だから、そういうことをやったらどうですかという提案だったわけですよ。そういうことでしょう。

【井口委員】

そうですね。非常に今後重要な個人情報になってくると思いますので、そういった防災、防犯、いろいろな面で地域のある種、まとめ役になるような方の育成にもつながるような気がしますので、この交流会だけの利用に限る必要があるの

かなという気がしましたのでお伺いしました。

【仮野会長】

簡単に言うと、ご飯食べるだけじゃもったいなくて、ちょうどいい機会だから、防災だ、その他、いろいろな話し合いを、情報共有したい、そういう場にしたらどうかという趣旨のことを言われているわけです。

【井口委員】

今後の検討で結構です。今回はこれで結構なのです。

【高齢福祉担当課長】

会食会の中での情報公開とか、そういった有意義な場にするというところは今後の工夫と課題とさせていただきたいと思います。その名簿の利用等につきましては、やはり慎重に対応したいということもございますので、緊急時の対応とは、緊急時でそちらの名簿を使わせていただくことはあるかもしれませんが、名簿の汎用的な使用については慎重に対応していきたいと思います。

【井口委員】

今回のこれはこれで結構だと思いますけれども、今後、そういった地域のある種、まとめ役になるような方の育成という名簿づくりというか、個人情報の保有もあっていいのではないかなと思われましたので、御検討いただければ。

【松行委員】

今の御意見は非常に有効だと思うのですが、私は反対に、これがひとり暮らしと、氏名と住所と電話、この情報が悪いほうに流出した場合、例えばオレオレ詐欺とか、あるいは先日もありましたけど、強盗とか、そういうのに流出したら困るなと思うのですが、そういうその他のことに関しては。

【高齢福祉担当課長】

高齢者の名簿の取り扱いにつきましては、この会食会以外にも、そちらの御懸念はごもっともな御意見かと思っております。委託の事業者に関しましては、契約の時点で個人情報の取り扱いに関しましては重々契約の内容等を確認の上、個人情報の取り扱いについては適切に管理するようというところで委託したいとは考えております。しかしながら、個人情報の漏洩の防御ですとか、漏洩を防止するという視点も大切ですが、高齢者の交流の場を持つという視点も大切ですので、そこは非常に悩ましいところですが、こちらの事業は適切に遂行していきたいと考えております。

【寺島委員】

高齢者のこの名簿の件で、これを今後も収集するのであれば、やはり電話番号

は緊急連絡先みたいなものに入れたほうが何かあったときの対応ができるのではないかと思うので、御検討をお願いします。

【高齢福祉担当課長】

緊急連絡先等も必要かと思っておりますので、検討をさせていただきたいと思っております。御意見、ありがとうございます。

【多田委員】

受付簿と参加名簿は多分、同じような情報が書き込まれると思うのですが、これを合体とかはできないのでしょうか。例えば参加名簿のところに受付日の欄を設ければいい。多分、両方とも同じような情報が書き込まれると思うので、なるべくなら1つにまとめたほうがいいのではないかな。

【高齢福祉担当課長】

御意見、ありがとうございます。こちらの受付簿と参加者名簿を分けた理由でございますが、受付簿に関しましては、まず受託者で受付をしますけれども、その中で、その方が今回の会食会に参加できる要件かどうかを市が確認をしました上で、当日の参加者の名簿に、当日参加される方はこちらの方ですということで明記をして分けるため、2つの名簿を用意をいたしました。可能であれば受付と参加者名簿は分けて管理をさせていただければと思っております。

【仮野会長】

他に御質問等はよろしいですか。

それでは、これを承認といたします。御苦労さまでした。

それでは、次の案件に行きましょう。

【総務課長】

それでは、150ページを御覧ください。案件15「小金井市産後ケア事業について」、健康課の案件です。

出産後に家族等から支援を受けることが困難な母子で、必要とされる方に対し、心身のケア・育児サポート等を医療機関等の施設において、日帰り又は宿泊型にて実施します。

対象者は市内に住所を有する生後4カ月未満の乳児及びその母親とし、産後に心身の不調、または育児不安等がある者で、医療行為が必要な者は除きます。

本事業を令和2年度から市内の医療機関に業務委託及び実施するに伴い、新たに様式を保有するため届出を行います。

151ページを御覧ください。諮問52号「小金井市産後ケア事業業務委託」です。

業務の目的としましては、出産後に家族等からの支援を受けることが困難な母子がスムーズに育児支援を受けることで、産後も安心して子育てができるようにするものです。

委託の内容については諮問書に記載のとおりです。

委託処理する個人情報の項目については、諮問書に記載のとおり、19項目です。

参考資料として、152ページには産後ケア事業の申し込みから利用までの流れのイメージ図。153ページから155ページまでには委託仕様書（案）を付けております。

本案件に関する個人情報取扱特記事項については、221ページから225ページの共通資料を御確認ください。

156ページを御覧ください。諮問に関連する保有届出として、届出番号41-552「産後ケア事業に係る様式一式」です。

個人情報の内容は157ページの別紙のとおりです。

158ページから161ページには業務で使用する様式、162ページから165ページには本件事業に実施要綱（案）を参考につけています。

【中澤委員】

159ページの様式ですけど、ここに出ている真ん中で、「デイサービス：1回6000円」、「ショートステイ：1回12000円」とかあるのですけれども、通常、今までの金額とかを見ていると、ゼロ3つのところでカンマを入れているのです。「6,000円」とか、「12,000円」とか。カンマも何も入っていないと、見たときに非常に見にくい。誤解をしやすいので、フォームの改訂をしておいたほうがいいと思います。

【健康課長】

確かに御指摘のとおりだと思いますので、こちらは本施行までに対応させていただきたいと考えております。

【仮野会長】

他に御質問等がありますか。

それでは、承認といたします。

【総務課長】

それでは、166ページを御覧ください。案件16「危険ブロック塀等の撤去に係る助成金の交付業務について」、まちづくり推進課の保有届出のみの案件です。

平成30年に発生した大阪府北部地震においては、ブロック塀等の倒壊による被害が発生し、老朽化したブロック塀等の危険性が指摘されています。

このような状況を踏まえ、市では令和2年4月1日より、地震発生時に倒壊の恐れのある避難路に面するブロック塀等の撤去に要する費用の一部を助成することとしています。

当事業の推進により、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による通行障害を防止し、市民の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりの実施を目指します。

本件は、ブロック塀等撤去助成金に係る事務の開始に伴い、申請書等に記載される個人情報保有することについて、届出を行うものです。

167ページを御覧ください。届出番号43-52「小金井市ブロック塀等撤去助成金相談カード」でございます。

個人情報の内容は168ページの別紙に記載のとおりです。

なお、保存方法に文書・図画・写真と届出がされている理由は、168ページの別紙の表中、添付書類に記載のあるとおり、文書以外に図面と写真の添付を受け、業務のために保存するためです。

使用する様式については169ページに付けております。

170ページを御覧ください。届出番号43-53「小金井市ブロック塀等撤去助成金交付申請書」でございます。

個人情報の内容は171ページの別紙に記載のとおりです。

なお、保存方法に文書・図画・写真と届出がされている部分については、先ほどの43-52と同様です。

使用する様式については172ページに付けております。

173ページを御覧ください。届出番号43-54「小金井市ブロック塀等撤去助成金変更（中止）申請書」です。

個人情報の内容は174ページの別紙に記載のとおりです。

なお、保存方法に文書・図画と届出がされている理由については、先ほどまでの説明と同様です。

使用する様式については175ページに付けております。

176ページを御覧ください。届出番号43-55「小金井市ブロック塀等撤去助成金完了報告書」です。

個人情報の内容は177ページの別紙に記載のとおりです。

なお、保存方法に文書・図画・写真と届出がされている理由については、先ほ

どの届出番号43-52と同様です。

使用する様式については178ページに付けております。

179ページを御覧ください。届出番号43-56「小金井市ブロック塀等撤去助成金請求書」です。

個人情報の内容は180ページの別紙に記載のとおりです。

使用する様式については181ページに付けております。

【町田委員】

対象となるブロック塀は、個人の持ち物はもちろんかと思えますけれども、企業の持ち物とか、あと公共の持ち物とか、JRの持ち物だとか、そういう場合にも補助が出るわけなのですか。

【仮野会長】

この前、小学校でしたっけ、関西でブロック塀が倒れて。

【町田委員】

学校はいいとは思いますが、大きい企業はすごくお金を持っていて、できているはず。JRの塀等、あのようなものはどうなのでしょう。補助はする必要はないと。

【仮野会長】

これは個人だけに特定しているのかな。説明をお願いします。

【まちづくり推進課長】

資料として添付がないですが、本文の要綱に、助成対象者についての記載を設けておまして、助成対象者として除外しているものとして、市町村民税を滞納している者、国、地方公共団体、その他これに準ずる団体を対象から除外しているということと、そのほかに、私立学校法の規定に基づき設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校並びに学校法人の敷地に設けられたブロック塀等に関する工事と、これは除外するものですが、社会福祉法の規定に基づき設置する幼保連携型認定こども園の敷地に設けられたブロック塀等に係る工事。また、宅地建物取引業を営むもの、または小金井市まちづくり条例第37条に規定する指定開発事業を行う者が、販売を目的として整地、または解体工事をする際に行う工事。これは宅地開発等で、民間に戸建てを売ったりされるような事業者さんが行う場合の工事で、ブロック塀を壊すものは除外する形になります。また、地方公共団体等から同種の助成金の交付を受けている工事、または既にこの要綱による助成金、その他同種の助成金の交付を受けている工事等を除外しております。

ですので、法人でも個人でも対象にはなりますが、今申し上げたような戸建て住宅の販売目的の開発に伴う工事等、または学校、地方公共団体等は除外するという建てつけにさせていただいております。

【町田委員】

それに該当しないと思いますけども、JRの塀が結構長く、変電所のブロック塀を今、工事しているのですけれども、あれは今の説明に入っていませんから、助成しちゃうことになるわけですか。JRはすごくもうかっていると思いますよね、特に東日本といいますか。ですから、それを助成する必要は全くない。

それから、私の家の近くに大きい企業の車の販売店があるのですけれども、そこもブロック塀ですから、かなりもうかっていると思います。そこも補助するのかなということ、それから、道路に面してはいないのですけれども、個人の家と個人の家との境目のブロック塀についても、その家に住んでいる方が危ないなと思えば、補助してしまうわけですか。個人の家と個人の家の間。

【まちづくり推進課長】

法人につきましては、おっしゃられるとおり、その法人で利益が出ているか出ていないかに限らず、除外対象になっていないものであれば、助成対象となります。ただし、1件当たり20万円を限度にさせていただいておりますので、非常に長いブロック塀であっても、助成限度内での補助とはなりません。

また、このブロック塀助成の考え方ですけども、小金井市のブロック塀助成の考え方は、国、都の補助対象にしているものとあわせておまして、避難路に面するブロック塀を基本的に対象にしております。というのも、災害時に避難場所へ皆さんが通行される際に、倒壊によってけがをされたり、通行障害が起こったりする、そういうことを防ぐために、ブロック塀に公的資金を入れて助成する。なので、避難路の通行障害を防止するという目的が第一でございますので、そういった考え方で助成を行っております。ですので、隣のおうちとの境のところは助成対象から除外されております。

【仮野会長】

今の説明を聞いて、僕がとても不満に思ったのは、助成対象がどういうものであるかをある程度説明してもらわないと、文書で提出してもらわないと、口頭でそういうふうに言われても、なかなか理解ができないです。

それから、今、20万円が限度と言われましたが、それはどこかに書いてありますか？

【まちづくり推進課長】

要綱の中には書いてございますが、本日の資料の中にはございません。

【仮野会長】

それはいかんな。要綱を全部書く必要はないと思うのだけど、ここにいる人たちにわかりやすく、対象となるのはこういうブロック塀だと。こういうものは除くと。限度は20万円までだというような、わかりやすい説明をつけておかないと。例えばそのまま市民に流しても、これでは、市民はわからないよ。市民にこのようなことを流すことはないかもしれないけど。

それ以前に、市民に流す云々以前に、我々個人情報保護審議会の皆さんが理解できやすいように、若干手間はかかるけど、添付資料として、大体、助成システムはこういうものですよというのをと示さないで。そうすれば、こういうものは誰も反対しないのですよ。個人情報保護がしっかりしていれば、こういうものは委員会では文句を言わない。

だから、これは基本的には了承するかもしれないけど、説明がしっかりしたものを次回まででいいですから、つくっておいてください。

どうぞお願いします。どうですか。

【まちづくり推進課長】

今回は要綱がないということで、非常にわかりにくかったという御指摘をいただきまして、大変失礼いたしました。今日の結果にかかわらず、承認されたとしても、参考資料を総務課と相談しまして、お出しできるのであれば、後日お出しするように準備をさせていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

【仮野会長】

待ってください。「お出しできるのであれば出す」と言っているようなもの。お出しできるでしょう、このようなものは。秘密事じゃないのだから。

【総務課長】

今、担当課では、次のときに出す機会があるのかというところを迷ったのだと思います。次回のために、追加資料としてお配りさせていただきたいと思っております。

【仮野会長】

皆さん、それでいいですか。

【町田委員】

最後に一言。たとえ20万だからいいやというふうには考えたくなくて、大もうけしているところに血税の20万をあげちゃうわけだということは、どうしても納得できない。

【仮野会長】

そういうところには出さないということが要綱には書いているのか。

【町田委員】

書いていないでしょう。さっき、書いていないと言っていたから。

【中澤委員】

法人のところ、今、JRという言葉が出たのですが、法人登記上の小金井市なのか、それとも支社が小金井市にあって、支社の現住所が小金井市内なのか。適用するところの法人というのは、全国に支社を持っているところもあるじゃないですか、その小金井市の支社はすごく小さい。法人の区別は、例えばJRだったら、当然小金井市に登記はないから、対象外になると思うのですが、支社の現住所とか、支社の登記がどうなっているかとか、その辺りの支社の区分というのをもう一度明確に。それを見たら、明確になるかもしれないけど、そこをはっきりさせてほしいのですが。川崎の本社があって、小金井市に支社があって、その支社が非常に小さい支社で、そのブロック塀があるけど、そこが支社として申請したら通らないとか、対象外とか。

【まちづくり推進課長】

登記の本社がどこにあるかという部分にかかわらず、冒頭申し上げた趣旨のとおり、市内の避難路の通行障害を防止するという考えでございますので、市内のブロック塀の所有者を対象にしておりますので、本社の場所がどこでも、その所有者に補助を出すという考え方で位置づけております。

【仮野会長】

それは、避難経路をしっかりとしたものにするという観点から、補助を出して直してもらおうということは大事なので、それはそのときには企業や、どこがもうかっているかもうかっていないかで判断すべきじゃないと思うのだけど。

【立川委員】

避難路はどの辺りまで避難路と規定していますでしょうか。市道ですか。

【まちづくり推進課長】

避難路につきましては、建築基準法上の道路は基本的に全て対象にするという考え方でございます。というのも、避難路の指定は市区町村に任されているのですが、通学路、緊急輸送道路等という考え方もあるのですが、私道以外の公道については、避難をする場合に皆さんがどこを通るかわからないという考え方がございますので、なるべく広く範囲をとるという考え方で指定をさせていただいています。

【立川委員】

では、先ほどの家と家の間というのも該当しますね。

【まちづくり推進課長】

家と家の間は該当しないです。建築基準法上の道路沿いの。

【立川委員】

道路に面していれば該当するということですか。

【まちづくり推進課長】

道路沿いであれば。

【立川委員】

境界はだめということですね。

【まちづくり推進課長】

境界はだめということです。

【中澤委員】

個人で、清瀬市に住んでいるのだけど、別宅が小金井市にあって、そこが今の条件に当てはまったら、清瀬市の市民でも、それは小金井市から20万、それを直させるために支援が出るということですね。

【まちづくり推進課長】

おっしゃられるとおりでして、小金井市内の避難路に面していれば、例えば使われていない閉鎖された工場の塀があって、所有する本社がほかのところにあっても、個人のお宅で空き家になっていて、さわっていないけど、家だけ小金井にあって、塀がという場合で、ほかの市区町村にお住まいの場合でも対象になります。

【仮野会長】

宿題をお願いしましたけど、よろしくお願いします。

【まちづくり推進課長】

はい。

【仮野会長】

基本的には考え方というか、避難路を安全なものにするのは大事なことで、やっていただくべきだと思います。よろしくお願いします。

それでは、承認といたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、承認といたします。次の案件をお願いします。

【総務課長】

182ページを御覧ください。案件17、「耐震診断及び耐震改修等の耐震化普及啓発推進業務について」、引き続いて、まちづくり推進課の諮問事項と、保有

届出を含む案件です。

本市の耐震化の取り組みとして、平成26年3月に、小金井市耐震改修促進計画の改定を行い、住宅の耐震化率については令和7年に耐震性のない住宅をおおむね解消することを目標としている中、平成30度末の住宅耐震化率は推定で86.1%と、目標の達成に向けたさらなる促進策が求められる状況となっています。このような状況を受け、国及び東京都における新たな支援メニューを活用した耐震助成事業の拡充を図ることで、住宅の耐震化率の向上を図るため、平成30年度には小金井市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定及び木造住宅耐震助成事業の拡充をしました。

本諮問は、住宅耐震化促進アクションプログラムに沿って、昭和56年以前着工の木造住宅建物所有者及び納税義務者に対して、耐震化の普及啓発に関するダイレクトメールを送付することで、これまで以上に耐震化促進の普及啓発を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、「昭和56年以前着工木造住宅建物所有者等名簿」の保有届出、対象者の個人情報と資産税課が保有する「基幹系固定資産税システム」から本人以外収集をするために、目的外利用をすることについての諮問を行うものです。

183ページを御覧ください。諮問第53号「昭和56年以前着工木造住宅建物所有者等名簿の本人以外収集について」でございます。

本人以外収集をする個人情報の内容は諮問書のとおりです。

収集の方法は資産税課が保有する基幹系固定資産税システムから情報を収集することから、本人以外収集の諮問をするものです。

次に、184ページ、諮問第54号は、資産税課が保有する基幹系固定資産税システムから、個人情報をまちづくり推進課へ目的外利用を行うことに係る諮問となります。

本人以外収集を行う理由、目的外利用をしようとする理由につきましては、諮問書に記載のとおり。同一の内容として、2つの手続は連動した事務手続となります。

諮問の参考資料として、185ページから188ページまでには、小金井市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを付けております。

189ページを御覧ください。諮問に関連する保有届出としまして、届出番号43-57「昭和56年以前着工木造住宅建物所有者等名簿」でございます。

個人情報の内容は190ページの別紙に記載のとおりです。

【仮野会長】

これも地震対策に関連するものですが、どなたか質問はありますか。

【本多委員】

審議会とは関係がないのですが、このアクションプログラムですが、昭和56年以前の建物ということですが、歴史的価値のある公民館とか、そういうのも対象になるのかどうか。

【仮野会長】

昭和56年以前の歴史的建物がまず、どのぐらいあるか。

【白石委員】

会議の進行について、意見を言わせていただいているいいですか。先ほどから、この個人情報保護審議会の所管事項以外の御質問とか御意見がすごく多いのだけど、今日、この後にもう1つ大事な報告を控えていて、時間がどんどん押しているので、会議の進行をお願いしたいのですけれども。

【仮野会長】

はい、わかりました。説明をどうぞ。

【まちづくり推進課長】

昭和56年以前としているのは、旧耐震基準で建てられた建物が倒壊に弱いということが、阪神淡路大震災のときに言われたことで対象になっておりまして、昭和56年以前の建物で耐震診断が可能なもの、耐震診断を行った結果、I w値というのですが、値が1.0に満たないものを改修の目的としておりますので、いろいろな建て方の建物があると思いますが、基本的には対象になります。

ただ、実際に耐震化ができるかどうか、耐震化の工事ができるかどうかというのはまた別の問題としてあるので、現実的に耐震改修工事ができるかどうかというのはまた別なのですけれども、診断ができるものは基本的に対象になります。

【仮野会長】

それでは、ほかに御質問等はいいですか。特に個人情報にかかわることで問題があれば、発言をいただきたいということです。

特にないようですので、本件は承認とさせていただきます。

それでは、次の案件にまいりましょう。

【総務課長】

それでは、191ページ、案件18「マンション適正管理促進業務について」、引き続き、まちづくり推進課の案件でございます。

本市において、マンションは市民の主要な居住形態として広く普及しており、都市や地域社会を構成する重要な要素となっています。

その一方で、現在、建物の老朽化と居住者の高齢化といった「二つの老い」が進行し、今後、管理組合の機能低下等によって、管理不全に陥る可能性が指摘されています。

このような状況を受け、平成31年3月29日、東京都において、「東京におけるマンションの適正管理の促進に関する条例」が公布、施行されました。

これに伴い、「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」が改正され、令和2年4月より、都条例のうち第15条から第18条の事務管理状況の届出、届出の更新、調査、助言、指導等について、市へ権限移譲がされることとなりました。

当該事務の開始に向け、新たにマンション管理状況届出システムを導入し、事務に使用する帳票を保有することから、保有の届出及び電算処理の諮問を行うものです。

192ページを御覧ください。諮問第55号「マンション管理状況届出システム」でございます。

業務の目的としましては、マンション適正管理促進業務のためです。

個人情報の記録項目については193ページの別紙を御覧ください。

194ページを御覧ください。諮問第56号「マンション適正管理調査業務委託」でございます。

業務の目的、委託の内容については諮問書に記載のとおりです。

委託処理をする個人情報の項目については諮問書に記載のとおりですが、これは193ページの別紙の記録内容と同一のものとなります。

本件諮問の参考資料として、195ページから202ページまで、本件業務の根拠となる東京都条例、203ページから209ページまでには東京都による本件委託事業に関する標準委託仕様書（案）、210ページから215ページまでには、本件事業に関する概要資料を付けております。

なお、2月6日に発送いたしました審議会資料案において、「モデル協定書案」という資料を付けておりましたが、モデル協定書案は東京都より各自治体の事業実施状況に応じて、必要であれば使用するサンプルとして資料提供があったものの、小金井市ではこれを使用しない形で事業を行うことになったことから、本日お配りした正式資料からは取り除かせていただきました。

次に、216ページを御覧ください。諮問に関連する保有届けとしまして、届出番号43-58「マンション管理状況届出システム及びマンション管理状況届出書・届出事項変更届出書」でございます。

なお、保存方法が文書・電磁的記録となっている理由については、マンション管理状況届出システムについては電磁的記録として個人情報を保存、残るマンション管理状況届出書・届出事項変更届出書については文書を保存することから、併記を行っているものです。

また、保存年限が5年、長期となっている理由についても、システムが常用として運用し、残る届出書類については保存年限を5年として運用することから、併記を行っているものです。

個人情報の内容は、ページを193ページにお戻りいただき、別紙の記載のとおりです。

217ページから220ページまでには、業務に使用する様式を付けております。

【仮野会長】

これについて、どなたか質問はございますか。

特にないようですので、本件は承認といたします。

それでは、次の案件をお願いします。

【総務課長】

その他の案件についてです。

それでは、委員の皆様のお手元に、当日配付資料として置かせていただきました、その他の資料について、事務局から説明いたします。

まず、福祉保健部高齢福祉担当における事例の御報告でございます。

「高齢者福祉委託事業に係る個人情報の盗用について」、御報告を申し上げます。

まず、概要です。

令和元年11月29日に、一般財団法人天誠会小金井あんず苑の元副施設長が、平成28年11月に自らの政治活動に利用するため、介護予防事業と、同法人が運営する小金井みなみ地域包括支援センターで利用していた個人情報について、氏名や住所を含むデータの一部を持ち出し、利用をしたとの口頭報告が市にありました。

天誠会が本件を知った経緯については、令和元年11月28日、元副施設長が小金井あんず苑に来苑し、同苑事務長に面会の上、先の事実を申述し謝罪したことによるものであります。元副施設長は、平成28年以前から介護予防事業の担当をしており、その際に知り得た個人情報を一覧にしたデータの一部を持ち出し、自身が立候補した平成29年3月の市議会議員選挙に係る支援依頼の送付等に

利用したこと、また、その際に使用したデータは既に削除し、手元がないことを申述しております。

令和元年12月6日、市は小金井あんず苑で事務長から、現行の委託事業における個人情報の取り扱い状況を含め、聞き取りを行いました。当時、元副施設長がデータを不正に持ち出すところを目撃した者はおらず、盗用されたデータ自体についても現認できませんでした。

しかしながら、元副施設長の申述したデータファイル名から、天誠会内のパソコンを検索したところ、令和元年12月18日、天誠会から元副施設長が盗用したデータファイル名と一致するものが10個確認できたこと、記載された個人情報は、重複を含む2,382件で、そのうち、住所、氏名の重複等を除いた分は1,117件である旨、電話で報告がありました。

後、同月27日、市長と天誠会理事長との連名のおわび文のほか、天誠会からの要望により、天誠会理事長名での説明文を同封し、協議の上、天誠会から発送を行いました。発送の際、1,117人中40人が重複していたことが判明。1,077人への発送となった旨、令和2年1月15日に天誠会から報告がありました。

なお、同日、天誠会から預かった当該データについて、市で内容を精査しているところであります。

次に、主な対応の経過です。

令和元年12月9日。天誠会が小金井警察署に相談。個人情報の拡散防止の方途についても相談し、当該データを所持している者がある場合は、消去するよう粛々と伝える旨、助言をもらっています。天誠会が、法人の認定等を行う東京都生活文化局に、同月下旬には、東京都福祉保健局施設支援課へ、口頭で現状の報告を行っております。

12月19日。元副施設長に対し、法的措置がとれないか法人で確認しました。個人情報の保護に関する法律第83条の罰則規定の施行日が平成29年5月30日のため、個人情報を持ち出したとされる平成28年11月に犯した罪は、同条では問えないのではないかとの見解に現時点では至っているとのことです。天誠会が、国の認定個人情報保護団体へ相談をしています。

12月20日。市が小金井警察署に小金井市個人情報保護条例違反の可能性も含め相談をしました。

12月26日。天誠会が、国の個人情報保護委員会に報告を行いました。

今年に入って、1月23日。市が小金井警察署に小金井市個人情報保護条例に

違反したと考えられるため、元副施設長を告発しました。

2月7日。天誠会が、法人内の医療機関における個人情報の取扱い等を参考に見直しを行った、介護事業所等の個人情報保護指針や規定について、国の個人情報保護委員会に報告を行っています。

次に、公表等です。

1月26日にプレスリリースを行っております。また、27日に、市ホームページにおわび文の掲載、おわび文を発送しています。

2月6日。天誠会が、小金井あんず苑ホームページに、個人情報保護指針等を掲載しました。また、15日号の市報12面におわび文を掲載いたします。

次に、原因の究明及び再発防止策の実施です。

まず、法人側の原因として、パソコンの外部媒体接続部分の制限等を行っていませんでした。電子データの一部に保存・消去の期間が定められていないものがあった。個人情報の取り扱いに関する定期的なチェックが不足していた。

市側の原因です。委託契約の際、契約約款に加えて、約款内の個人情報の取扱いに関する事項について、より具体的な遵守事項を特記したもの、これを個人情報取扱特記事項と呼んでおりますが、添付しておりませんでした。個人情報の適切な管理について、受託者への周知徹底が不足していました。

再発防止策です。

法人側としては、法人内の介護事業所間において個人情報保護委員会を立ち上げ、個人情報の取り扱いや運用ルール等の検討を行い次の内容を実施することとしました。個人情報保護方針と個人情報保護規定を見直し、令和2年2月5日から運用を開始しています。同日、事業所内に書面を掲示し、小金井あんず苑のホームページにも掲示、不正な持ち出しに関する罰則も含め、個人情報の適切な取り扱いへの周知を行っています。個人情報保護方針と個人情報保護規定を継続性のあるものにしていくため、実務に沿ったマニュアルを整備してまいります。それから、パソコンの外部媒体の使用規則を整理し、接続部分の物理的遮断等検討を行います。保存期間を終えた書類について、現行実施している年1回の熔解処理による廃棄にならない、電子データを含めた書類全般の保存・廃棄の期間についての見直しを行います。現行実施している全従業員の入職時における個人情報の守秘義務遵守や就業規則遵守の説明、誓約書の取り交わしに加え、令和2年1月11日から退職時の誓約書を取り交わすこととし、退職後における個人情報漏えい禁止の強化を図りました。年1回実施していた個人情報に係る職員研修を年2回実施し、職員の意識向上に努めます。

市側の再発防止策です。

委託契約時に個人情報取扱特記事項を添付の上、個人情報の取り扱いに関する注意を再度確認します。受託者等、関係機関への個人情報の取り扱いに係る注意喚起文書を送付しております。また、各地域包括支援センター管理者に対面で口頭の注意喚起を行っております。

【白石委員】

質問と意見です。

1月28日に本人が法人に話をし、29日に法人が市に報告をしているのですけれども、今日が2月13日ですよ。あまりにも時間がかかり過ぎているということが私からすると非常に疑問です。

例えば、2ページで、12月20日に、市として小金井警察に相談をしましたよ。それから、1カ月経ってやっと刑事告発。23日から今日まで2週間以上経っているわけですけれども、今日現在でそれが受理をされているのかどうかという経過についても書かれていない。だから、この経過報告について、私は非常に不満です。

それからもう一つは、これだけ大きな問題なのに、この時間帯に市長が不在だということは、これはやっぱり市長自らが出て、きちっと釈明、説明すべきことだと思うのです。

それと、あとは、今日の審議もそうですけれども、これだけ膨大な個人情報が外部委託にされているわけですから、どうやっても、故意であれば盗用はあります。それを防ぐことは非常に難しいと思います。これは故意ですから。この後の案件とは大分性格が違うと思うのですよ。だとすると、こういうふうに文字面で原因究明と再発防止策と書かれても、ちょっと信用できない。基本的には、やっぱり起こった後の対応がどうだったのかというところで組織の評価が決まるわけですから、そういう意味でいうと、今回の小金井市の対応は、市長をはじめとして、私は非常に不信感を持ちました。ですから、再発防止策を受けとめるという気にはちょっとなれないかなと。

今まで、私、この審議会の委員を長くやっていますが、事後処理の対応の悪さについては心外だと思っています。

【川井委員】

質問が1つと、少し意見を述べたいのですけれども、1つは、今まで時々個人情報の廃棄が漏れていたとかいうのはありましたけれども、こういうふうに具体的な事例で、個人情報保護関係で外に影響が出たと、これが今まで市であったの

かどうかというのを1つお聞きしたいと思います。

その結果にもよるのですが、やはりこの審議会として何かアクションが要るのではないかと思うのですね。アクションというのは、例えば、市に対して何らかの書面を出すとかですね。ただ、この報告を聞いただけで済む程度かどうかというのは、ちょっと最初の質問のお答えにもよるのですが、そういう気がいたします。

【井口委員】

意見じゃなくて質問なのですが、元副施設長というのは、当時は現役だったのですか。

【総務課長】

はい。

【井口委員】

わかりました。

【仮野会長】

今、2点意見が出ましたが、白石さんは、特に対応が遅いということ、それから、こういう件は……。

【白石委員】

追加でちょっと言わせていただければ、公務員であれば、これは懲戒処分の対象なのです。そういう形で明確に賞罰行為が加わるのです。でも、外部の民間の事業所の方には、刑事告発をするなり、刑事的に裁くしかないのです。その対応が非常に曖昧だということが、これがむしろ、今後また同じように、故意であればわかるのです。でも、故意だけれども、これだけ大きなペナルティーがかかるよということが示されなければ、やっぱり個人情報って軽いなという感じ。重大犯罪と比べて、個人情報の漏えいなり、盗むということに対しての社会的なペナルティーが低いと私は思います。

【仮野会長】

ちょっと質問ですが、告発して、その結果はどうなったのですか。

【総務課長】

受理されております。

【仮野会長】

受理された。

【総務課長】

はい。

【白石委員】

それは解決が……。

【総務課長】

1月23日のところで告発して受理されたというところが説明不足だったか
と思います。失礼いたしました。

【白石委員】

警察が受理して、今度は検察に回すわけでしょう。それはまだやられてない
の？

【総務課長】

それはまだこちらでは知らされていません。

【仮野会長】

白石さんも言ってましたけれども、こういう大事なケースですから、市長が
我々に対して何らかの発言があってしかるべきだということが1つ。

もう一つは、過去にこういうケースがあったのかという質問がありました。

【総務課長】

委員がおっしゃられるように、質は違うものであったと思いますけれども、平
成15年ぐらいに、市民税の納入通知書の……。

【情報公関係長】

誤封入。連結で1期、2期、3期と分かれているのですけれども、例えば、そ
れが、1期、2期、Aさんで、3期、4期、Bさんみたいな感じで、封入で間違
ってしまって、結果として、ほかの人の税金とか所得が漏れてしまったという事
例が、平成15年に。

【川井委員】

そういう誤封入だとか、あるいは何かなくしちゃったのだけでも、探したけど
見つからないとか、そういうのは時々あったりしましたよね。やっぱり質が大分
違う。こういう質のものというのは初めて……。

【総務課長】

これはちょっと覚えがないです。

【川井委員】

だとすれば、やはり白石さんのおっしゃるように、ちょっとここは、審議会と
しても受け止めて、何かアクションが必要じゃないかと判断します。

【多田委員】

この審議会の2回ぐらい前のときも、警察への相談とかが2カ月ぐらい遅れた

案件があったじゃないですか。今回も11月28日に来苑してから、告発したのが1月23日なので、2カ月空いているので、これもやっぱり白石さんの意見じゃないですけど、やっぱり遅いなど。

たしか2回ぐらい前の審議会のときも、2カ月ぐらい経って、ようやく警察にという案件があったじゃないですか。もうちょっと迅速にできないのかなど。

【総務課長】

あれは書類をなくしたことを、紛失届けを委託事業者が警察に届出をしていなかったものを市で促して、警察に相談に行かせたものですね。

【仮野会長】

自転車か何かのここに積んでいて、飛んでいっちゃったか何かでしたね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

川井さんの提起は非常に重いものがありますね。当審議会として何らかのアクションを起こすべきだという指摘です。皆さん、どうお考えですか。僕は起こしたほうがいいと思いますけどね。さて、どういうふうにするか。当審議会として具体的にどんなアクションなのか。そのためにはまた別途、我々だけで、メンバーだけで集まって議論しなきゃいけないのか、そういうことも考えなくちゃいけませんね。全員がなかなか集まりにくいでしょうから、とりあえず数人でこれより集まって議論するとか。

【白石委員】

川井委員の意見に同意なのですけれども、まだ、最終決着してないじゃないですか。まだ途中ですよ。だから、やっぱり一応最後の着地点まで見てからでもいいのかなど。別にもうここまで来ちゃったら、今日明日という話でもないと思うので。

【仮野会長】

それまでは、とにかく経緯というか、結果を見守ってるぞという我々の意思を示さなければ。そして、その結果の後、我々として、1つの意見書をまとめるなり、市側に対して提案するなりしないといけないということだと思いますね。

そうなりますと、今日は時間も時間ですので、今の白石さんの意見も入れて、この審議会として何をやるか、もう少し、白石さんと、私も中心に議論して、何とか対応をしておきましょう。そして、市側の立場が出次第、我々の立場を表明するというところでどうでしょうか。

【井口委員】

本件のような、これは故意ですよ。今日のいろいろな議題の中でも、やっぱり非常にセンシティブというか、配慮を有する情報を委託するという事業が多いのです。我々、性善説で考えていて、これだけ規定をつくって守らせればちゃんとやるだろうと思っているのですが、そういうセンシティブな情報であるほど市場価値は高い可能性がありますよね。そうすると、やはり故意で、この場合は選挙目当てかもしれませんが、金目当てということもあり得るので、根本的に委託のあり方について考え直さなきゃいけないのかなと個人的には思いました。

【仮野会長】

確かに簡単に委託してしまっている面がありますね。

【井口委員】

市がどの程度まで関与するのかというレベルの問題があるかもしれませんが、データを渡してよろしくというのではなかなか、今後の発生を防ぐ手立てにはならないのではないかなという気がします。

【本多委員】

今、白石委員のほかに川井委員とかからいろいろ出ていますが、確かに私も新聞報道でこのことを知りまして、個人情報盗用されたということで、これは当然市民の方も見ているということですので、この事件についてはどうなったのかなというところが、心配な面があると思うのです。ですから、それを曖昧に片づけるのではなく、私も一応審議会としてどうあるべきか、ここだけでなく、いろいろな事業を委託しているところがありますので、個人情報を保管しているところがありますから、ですから、その辺りについても、文書でどうのこうののではなく、もう少しこういうことが起きないように方策みたいのも考えておくというか、示す必要があるのかなと思います。

【仮野会長】

審議会として、いいかげんな委託はだめだとか、あるいは、もっとしっかりしたところを調べてから委託しようとか、そういう注文をつけるということは必要ですね。それは、今日すぐには結論出ません。一日二日、ちょっと時間をください。僕も考えをまとめます。こういうのは得意なのです。そういう意味では、白石さんをはじめ何人かの方に協力をいただかなければいけません。

【松行委員】

やはりこの審議会で、忙しい中みんな真剣に議論しているのに、このような事件が起こると非常に心が折れるというか、非常に憤慨しますよね。それから、

やっぱり対応の仕方が本当に遅い。はっきり言うと、この審議会を何とと思っているのか、すごくそういう気持ちがあるのですよね。ですから、やっぱり今日見ても非常に委託が多いですよね。だから、このままでは、また事件が起こりそうなので、その辺りもしっかりと捉えていきたいと思います。

【仮野会長】

おっしゃるとおり。こういうのが起きるのは、我々、特に私は会長になったばかりですけれども、僕がなめられたみたい。それぐらいの重いテーマだと思います。

まだ、案件がありましたね。

【総務課長】

もう1件。

【仮野会長】

もう1件ありますね。

そこで、今日はこのテーマはここで一旦置きまして、最後、もう一つの処理を済ませて、それから、今後どうするかを考えましょう。

それでは、次の案件をお願いします。

【総務課長】

健康課の案件です。

「胃がん検診結果通知の誤発送による個人情報（14名分）の流出について」です。

1月9日に胃がん検診を受診した97名の方のうち、精密検査が必要となった14名に対して、別人の氏名、生年月日、受診番号が記載された用紙を同封して送付してしまったことにより、個人情報を流出させてしまいました。

流出した個人情報は、氏名、性別、生年月日、胃がん検診を受診した事実、胃がん検診で精密検査が必要になった事実。流出が発覚した12月11日夕方以降、対象者に電話連絡及び訪問による謝罪と回収を開始いたしました。訪問の約束が取れない方に対しては同封の返信用封筒にて同封物の返送を依頼しました。12月13日までに全ての方に状況説明済みであり、12月26日時点で全員から胃がん精密検査依頼書兼結果報告書を回収済みとなりました。

原因としては、胃がん検診の結果は、委託先の医療機関にて、胃がん検診結果票、精密検査が必要となった方への書類（御高診依頼書、胃がん精密検査依頼書兼結果報告書3部、精密検査実施医療機関一覧、委託先医療機関への返信用封筒）を封入封緘した上で健康課に納品される流れです。

1 1月9日検診分の封入作業を行った委託先の担当者は、封筒宛名及び胃がん検診結果票の氏名等は確認しながら作業したものの、胃がん精密検査依頼書兼結果報告書に氏名等が記載されていることを認識しておらず、封筒及び胃がん検診結果票とは別人の胃がん精密検査依頼書兼結果報告書を同封して封緘してしまいました。

健康課には封緘した状態で納品されるため、胃がん精密検査依頼書兼結果報告書記載の氏名が誤っていることは確認できず、そのまま発送してしまいました。

再発防止策として、業務マニュアルの点検及び検証、委託仕様書の見直し、委託事業における個人情報を取り扱う際の留意点について、市職員に徹底する。健康課にて封緘された封筒を無作為抽出し、同封物が正しいか確認をすると。

このように報告いたします。

【仮野会長】

これも委託先の不始末ですね。

【白石委員】

これはもう本当にイージーミスですから、再発防止は可能だと思うのですよ。あまりきれいな言葉ではない言い方をすると、要するに、これも委託で丸投げじゃないですか。丸投げした相手は無条件で信頼して、確かに業務効率化ということ言えばそうかもわからないけれども、結果として、これも重大健康情報でしょう。やっぱりやってはいけないことだと思うのですよね。だから、外部委託は、この場合医療機関ですから仕方ないとしても、きちっと所管課が確認していくと、要するに照合すればいいだけの話ですから、やっぱり注意をしてもらいたいと思いますね。

【仮野会長】

こんなわずかな数字ですよ。97名ぐらいのものを、何人かに封筒を送るだけでこんな間違いしてはいけないな。所管課はどこですか？

【健康課長】

健康課になります。

【仮野会長】

今、言われたとおりですね。今の指摘のとおり。これは誤って、大きな問題にはなっていないのですか？自分の情報がほかの人にいったしまったというようなケースなわけですが。

【健康課長】

こちらもマスコミにもこういった事故があるということリリースいたしま

して複数社で取り上げられました。それで、今回の件、14名の精密検査だった方同士の入れ違いですけれども、お会いした方は、自分以外の名前があって、きっと私の名前がどこか知らない方のところに届いているということについて不快感を示されておりましたので、心から謝罪するより、申し上げようがなかったので、丁寧におわびをして回ったという次第でございます。

【仮野会長】

これはどうしますか？皆さん。本件を了承しますか。

（「はい」の声あり）

【仮野会長】

しようがないですよ、気をつけてください。いやいや、こういうふうが続くとね、これはさっきの、もう一つのケースと同じで委託問題ですよ。

とにかく今日は一旦閉めて、そしてどう対応するか、私なりにまず考えて、そして、白石さんをはじめ何人かの方、声をかけますので、その場合は御協力のほどお願いいたします。ということではありますが、あとは何かありましたか。

【総務課長】

あと1点だけ。次回の日程は、5月14日木曜日、18時からでよろしいでしょうかというお話です。

【仮野会長】

次回です、次回。

【総務課長】

駐車場の御利用の方はお急ぎいただければと思います。

【仮野会長】

駐車場の方はどうぞ。

それでは、これで本日の審議会を終わります。

【総務課長】

5月14日18時ということで、よろしいですか。

【仮野会長】

5月14日、18時から。次回の日程は、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

【仮野会長】

次回の日程は、5月14日18時から、当801会議室でお願いします。

それでは、皆さん、御苦労さまでした。終わります。

— 了 —